

参議院農林委員会會議録第四十一号

昭和二十九年五月二十四日(月曜日)午
前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
戸叶 武君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
横川 恒夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
江田 三郎君
河合 義一君
松永 義雄君

國務大臣

農林大臣 保利 茂君
通商産業大臣 愛知 揆一君

政府委員

農林省農林 小倉 武一君
經濟局長 大坪 藤市君
農林省畜産局長 中村辰五郎君
通商産業省 輕工業局長

説明員

通商産業省輕工業局長 柿手 操六君
業局化学肥料部

本日の會議に付した事件

○臨時疎安需給安定法案(内閣提出、衆議院送付)(第十八回国会議決)

○臨時振興法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林政策に関する調査の件
(疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案に関する件)

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員會を開会いたします。

先ず、臨時疎安需給安定法案を議題にいたします。

最初に、この法案に関連いたしました疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案に対する今後の取扱ひについて御協議をお願いしたいと思います。実は、當委員會から通商産業委員會に対して連合審査を要求いたしておりましたが、通商産業委員會の委員長から、先方でもいろいろ法案が輻輳しており、時間もないので、連合審査をちよつと受入れがたいという回答があつたわけであり、農林委員會のほうにおいて適宜通産當局に対して御質疑をお願いすることでお願ひしたいということで申入がありましたのであります。従つてこの疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案に対する御質疑等、如何にいたしますか、御相談をお願いいたします。ちよつと連記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(片柳眞吉君) 連記を始めて下さい。

それでは只今の御相談の結果、疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案について、適宜時間を割きまして、當委員會で御質疑をお願いすることにいたしましたと存じます。

先般通産省に対して要求されておりました昭和電工ほか三社の疎安コストの資料につきましては、只今その提出がございましたので、當局から説明をお願いいたします。なお、通商産業省の希望により秘密にしたいというふうに存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。

只今から秘密会に入ります。国会議員、政府関係者、事務担当者及び農林委員秘書以外のかたはどうぞ御退場をお願いいたします。

午前十一時二十一分秘密会に移る。

○説明員(柿手操六君) 只今お手許にお配りいたしました「現状に放ける疎安原価推算表」につきまして御説明申し上げます。開発銀行融資関係の九つの工場につきましては、原価推算は、先般五工場につきまして私のところで推算いたしましたものを御説明を申し上げます。更に残りの東洋高圧北海道工場、昭和電工川崎工場、別府化学別府工場、日産化学富山工場につきましては推算するように御要求がございました。只今配付いたしましたようにならうに推算をいたしましたのであります。これは、御要求になりました。提出された資料等から推算いたします場合、先に五社について推算いたしました場合よりいろいろ点において調査が困難であつたのであります。できただけ私どもの手許にありますが資料なり、それから時間の許す限りは各社の担当の者の事情も聞きまして、できるだけ正確を期してみたいのであります。併しながら、相当私どもの勘を働かした部分もありませんので、その点はあらかじめ御了承を頂きたいと存じます。なお、よくわからなかつた点は、最近各社も相當の再評価をいたしておるのであります。これなんかにつきましても、内容が非常にはつきりいたしません。従いまして、減価償却につきましては、従来の資産を元にしておるより以外にないというのであります。再評価につきましては、この際は計算に入れないで推算をいたしましたのであります。会社別に申し上げますと、東京高圧の北海道工場から御説明いたしますが、これは最近非常に生産が好調でございまして、操業度の上昇がかなり認められますので、従来我々は二十万トン程度の生産であつたといふふうに見ておつたのであります。今後三十四万トン程度までは行くんじゃないかといふふうに想定をいたしました。そういう操業度の上昇というものを織込んでおります。更に石炭の値下りというものを四〇乃至六〇、原料炭にみましては八・五〇程度の値下りを見込ましたのであります。操業度の上昇と、そういう原料の値下りのほかに、一方労賃のベース・アップ及び運賃資

金の増高というものを織込みまして、結局ここにお示ししておるような、「かます」当りという程度になつておるのであります。特にこの工場の特徴といたしまして御覧頂ければわかりますように、運賃諸掛りが相當大きくなつておるのであります。これは北海道における窒素肥料の需要をオーバーする生産がありますので、これが内地に搬出されるということでありまして、一般に平均の運賃七、八百四程度でありますけれども、この程度運賃が余計かかるといふ特質を持つておるのであります。

次は、昭和電工の川崎工場でございますが、これは最近東京ガスとの企業提携をいたしたのであります。従来はこれは東京に持つて来る大きな電力の調整的な役割を果すために、要するに東京における電気の来る量は一定でありますけれども、そのうち一般に使うものが二十四時間一定でありませうから、その一般が使われないときにこの肥料工場が使うというふうな意味において、殆んど電報だけであつたのであります。今申上げます通りに、東京ガスとの連繫、企業の提携をいたしまして、ガス法疎安といふものを相當大きく生産を開始したということが非常な事情の変更であります。電解法の疎安の生産量は大体十四、五万トンの程度であります。ガス法疎安が相當に増高したといふようなことであります。電解法及びガス法疎安との操業度の変更、無論総生産量はガス法の疎安が増えるために、電気の単位当り消

費量が減りますから、従つて一定の電
気で生産が殖えるというやうなことで
あります。操業度の上昇も、二十一
万五千トン程度から二十三万トンぐら
いに増すだろつというやうな見込を立
てて操業度の上昇というやうなことを
織込んで計算をいたしております。そ
の他に硫化鉄の値下りを見込んでおり
ます。燃料炭につきましても一割程度
の値下りを見込んでおりますが、労賃
の値上りが最近相当ひどくありまし
て、この半年ぐらゐ前に比べて一九
程度のベース・アップがあるのであり
ます。それにさういうふうな生産が増
しますことに伴つて、やはり金利に
つきましても、操業運転資金を相当要
するのでありますが、操業度の上昇に
よつてトン当りとしてはさう大きくは
ならないという推算をいたしまして、結
局 程度のものの数字が出て
来るのであります。

次は、別府化学であります。これ
は生産量は大体もうこ半年、一年ぐ
らい前から十一万トンを續けて
おります。これは最近変らないとい
ふに、私もはもうこれが大体今の
設備ではこの辺だろつというふう
に存じまして、操業度は変らないとい
うな想定で推算をいたしております。
燃料炭といふものは、五、六乃至一
割の低下を認めまして推算をいたし
たのであります。労賃のアップはやは
り一五〇程度を見込みました。従いま
して、労務費及び本社費の中に労賃に
相当する部分の増高を計算をいたしま
して、その他は大体余り変らないとい
うやうな想定によつて、「かます」当

り といふ数字になつたのであ
ります。

次に、日産化学富山工場であります
が、これは今回初めて推算をいたした
ものであります。相当これは私も
の遠親的な数字が入つておりますこと
を御了承願ひたいのであります。こ
の場合の操業度は電解法七万三千ト
ン、ガス法九万七千トン、十七万ト
ンの操業度、これは勿論できるアンモ
ニアを全部確保にした場合の、換算確保
としての操業度であります。これを
前提にいたしたのであります。そうし
て会社の資料にありますが、原単位をとり
まして、さうして石炭の炭価等につ
きましても、私も最近の一般の石炭の
値下り状況を考えまして、ただこの石
炭は原料炭で特別な石炭でありますか
ら、一般の石炭の値下りほどは下らな
かろつというふうに見込みまして、九
千円程度というのをまあせいゝ八千
五百円ぐらゐだろつというふうな値下
りを推定をいたしたのであります。労
賃については現在交渉中でありま
すが、特にベース・アップは行われてい
ないといふことであります。従来
の通りとして計算しております。本社
費等、これもなかくわかにないの
であります。一応最近の考課状等か
ら確保の分担すべき本社費といふもの
を推定をいたしまして、生産量を以て割
つて算出したのであります。さうい
まして弾きました結果が「かます」
当り であります。これはガ
ス法と電解法との比率によつて結果は
幾分変動いたしますけれども、先ず今
の電気状況等から、この程度までは
生産が伸びるものというやうな推定を
いたしたのであります。

大体私のほうの推定も客観的な部分
もありまして、極くあらましな推算を
いたしたのであります。御説明は一応
これで……。

○委員長(片柳真吉君) それでは本
日、それ以前に提出されております
両方の通産省の資料につきまして、な
お御質問がありましたら……。

○河野謙三君 結論として、今までお
出し頂きました各社の原価計算に基
く単価といふものは一応出たのですが、
但し私は検討も済ましておりません
から、私自身は認めたという意味じゃあ
りませんけれども、一応手許に頂きま
した各社の単価、これから計算したと
ころの国内需要百八十万トンの加重平
均の単価といふものは幾らになります
か。

○説明員(柿手操六君) この九社全部
の平均の意味でございましょうか。百
八十万トンというものは、この前御説明
いたしましたように、十七工場の原価
をすつと並べて、低いものから百八十
万トン横んだ場合の平均という意味で
ございましょうか。

○河野謙三君 この九社のほかにまだ
東亜合成とか、その他ありますけれど
も、これは生産力も少ないのだし、そ
う大して総平均の単価を出す場合に大
きな影響力は私は持たないと思つて
あります。一部推定になるでしよ
うけれども、大体この九社の単価によ
つて日本の確保工業の原価計算の結果
に基く単価といふものは推定できるわ
けです。そこで今度の法案による
と、この国内でできます二百数十万ト
ンのうち、国内の価格をきめる場合に
は、国内の需要の百八十万トン前後を
単価の低いほうから順にとつて行つ

て、さうして平均を出すということに
なつております。さういふ計算をし
た場合に一体どうなるか、さういふこ
となんです。

○説明員(柿手操六君) まだ実はさう
いふ計算をしておらないのでありま
す。今ここに申し上げました数字は、で
きるアンモニアを全部確保にした場合
の操業度の話をしております。これ
はまあ大した差はないと思ひますが、
ただ会社によつてできますアンモニア
を確保にする比率、ウェイトが違ふも
のであります。正確に言つて、そ
れをそれ／＼想定いたしましたして平均
する必要があると思つております
が、まあ大ざつぱな見当から言います
と、今九社について推算いたしましたこ
の全体のアンモニアの操業度のウェー
トで平均しても、さう大した違いはな
いと思ひますが、今まで申し上げまし
た各社の操業度、生産見込数量、この生
産見込数量で一応加重平均の加算をし
てみます。今それをいたしておりませ
んが、後刻計算して御報告します。

○河野謙三君 それでは一つこれはそ
う面倒な計算でもないと思ひます。さ
う、午後の委員会に大体の御報告を頂
きたいと思ひます。

○説明員(柿手操六君) 承知しました。
○松永義雄君 この昭和電工の金利が
少し違つてゐるのです。これはどうい
うわけですか。

○説明員(柿手操六君) 昭和電工の金
利が多い……。

○松永義雄君 ええ。

○説明員(柿手操六君) 昭和電工の金
利は非常に借入金が多いのでありまし
て、あの事業分量の割合に比べれば、
いわゆる自己資本に対して借入の率が

ほかのほうより多いということござ
います。

○松永義雄君 少しそのことに互
のですが、聞いていいでしょうか。

○委員長(片柳真吉君) どうぞ。

○松永義雄君 確保に關して……。一
つ大ざつぱな質問ですけれども、確保
生産の合理化といふことは大体済んだ
といふことですか。又この先合理化に
ついていろいろの処置をして行かなけ
ればならないといふことなんでしょうか。
その点お尋ねしたいと思ひます。

○説明員(柿手操六君) 確保の合理化
はこれは現在緒につくつあるとい
う程度であります。これから更に一層
この合理化に努力しないと、生産を落
さずに国際競争に耐えて行くというわ
けにはな／＼参らないだろつという
ので、これは昨年も本年も、これは過
つて言ひますと、昭和二十二年以来、
復金による見返資金から合理化に出発
してゐるのであります。更に開発銀
行の制度ができましたから、毎年その
ほうからの資金の融通を受けまして合
理化を進めておるのであります。更
にまあこの制度ができましたのを契機
にして、今までの合理化に更にスピー
ドを早めて一層合理化にこの際馬力を
かけなければならぬのじやないかと
いふふうに考へております。

○松永義雄君 それは自己資金ででき
るといふのですか。

○説明員(柿手操六君) これはいつか
も本委員会にお配りした非常にラフな
資料ではございまして、確保の合理化
計画といふものをお出ししてあるので
ありますが、大体この法律の期限とし
て、まあ五力年間ぐらゐと予想いたし
ておりますのであります。まあ大部

その間の総所要資金としては二百二十七億くらい要るだろうというふうな想定をいたしておるのでありますが、そのうち通常のまあ細々した補強的な合理化につきましては、これは特に国家資金まで考える必要はないと思うのであります。そのものが大体まあ八十億見当はあろうと思うのであります。結局国の資金を注入して強力に合理化を推進するのが適当であるというふうな工事が百五、六十億に上るといふ見当を付けておるのでありますが、従い

まして、その百五、六十億のまあ四五割見当、まあ私どもとしては半分ということを希望しておるのであります。が、四、五割見当の七、八十億というものを財政投資に期待をしておるといふ実情でありまして、又その程度の投資がなされなければ、なか／＼合理化の進捗は困難ではないかというふうな考えを持つておるのでございます。

○松永義雄君 今二十八年度の政府融資ですが、それはまあ少し変化があつたやうですけれども、最初の粹、次の粹、粹、實際の貸出金額、それはどれくらいですか、確安に關して……。

○説明員(柿手操六君) 私どもの希望としては、先般來御説明をいたしてあります六社につきまして、まあ最低十億ぐらい、全体の所要資金は二千七億

であつたと思います。従いまして、まあ半分として十三億であります。が、まあ十億ぐらゐは是非ということで申込んでおつたのであります。私のほうで推薦いたしますリストにも、そのうふうなリストを作つておつたのでま

○松永義雄君 結論からいうと、硫安会社の合理化の熱意が足りない結果が生じておるのではないかということとをまあ聞くといいことになるのですけれど、昭和二十八年度であなたの挙げた数字が十億と言われたけれども、まあ大体九億くらいだ。それを六億くらいにして見たけれども、実際は貸出した金は三億二、三千万円に過ぎない。それで硫安会社はたとえ三十九年度にお

貸出もまあ苦しくなつた。それでも二十八年度の成績を見ると、大して破綻の資金には影響がないのだというふうなのが日本銀行の調査で出ておるのである。あなたのほうとちよつと違ふということにもならないでしょうが、要するにこれだけ枠をきめて、そして貸してやろうといつておつたのに、實際借

ういう数字が出ておる。従つて二十九年度において、財政投融資が減つて、疎安の枠が減ることがあつても、實際上疎安に対しては影響は少いのだ。半面これは私が考える結論ですが、金を余計貸してやろうといつて枠を作つても、實際借りるほう我希望が少い。疎安会社の熱意が足りないのだ。そこま

で手が廻らんとか、いろ／＼の事情があるということとは考えなければならぬかも知れないけれども、確安会社の状態はそういうふうになっているのではないかということを知っているんです。

○説明員(柿手操六君) そりいう点は、私ども合理化を急速に強力に推進をして行かなければならない今の確安工業の担当のめしたとしては、お話の点非常に心配をいたしておるのであります。が、私どもとしては、この確安工業の合理化は進んで非常に急務であり、重

要であることに鑑みまして、資金の枠はだん／＼困難にはなつて来るのでありますけれども、これは各産業の中のできるだけ、確安工業については、従来に變らず更にこういふ制度のできまうと共に、強力にやつて行くように、私も政府部内で努力をいたしたいと、かように考えております。

ね、先はど来生藍費のことが問題になつてゐる。合理化が思ふように進まない。そうすると、目先はとにかく、先行き生藍費の引下というものがずれて延びて行くということが考えられるのですが、そういうことになつて行くといふことですか。

○説明員（柿手操六君）　そういうこと

定の轉官に副われないことになりすから、そういうことにならないように、資金のどん／＼窮屈になる一般情勢ではありますけれども、硫安の工業合理化につきましては格段の努力をして参

1

りたいと、かように考へるのであります。

○松永義雄君　そうすると、まあ通産省の努力が足りないというか、努力しても何か方針がそこへ行かないということになるか、どちらにしましても合理化が進まないとしたら、金を借りようと思つても市中銀行が渋る。できるだけ会社はまあ自己資金でやるか、乃至は減価償却にしても、再評価にしても、何にしても、何とか自分の資金を、内部保留を殖やして行つて、そういう計画を進めて行かなければならぬというところが考えられるのですが、一体今の会社は昭電以来、とにかく先ほど話したように、造船廠にいたつて何だつてみな経団連の一部の人が関係している。経団連の一部の人が肥料会社に関係している。まじめにやつていけるかどうか、国民がみんな心配して、できるだけ国際収支の上にも、米の生産費の上にも心配しているときに、こうした産業会社が勝手な繁栄をして、そうした政府の金を払わしているといつたような現象が至るところに見られて来つたところ、こうした肥料会社というのは、まじめにやつておるかどうか。そんなことをあんまり聞かなくて、まじめにやつておると言うだろうけれども、あなたの感想をちよつと聞いておきたい。だからこの交際費はどんなふうになつておるかということを開いてみたんです。通産省の熱意をききたい。硫安の生産について、ただ数字を並べて、こうだ、ああだと言つても駄目なんだ、結局人間なんだ、どうですか、一つ各会社の批判をしてみてくれませんか。そこらの経済雑誌と同じように、わかつておるはずで、あなたのほうは……。

○説明員(柿手操六君)　今の肥料会社はどういうふうになつておるかということにつきましても、私どもとしては、おおむねまじめにやつておると思ひますけれども、これは今後こういう制度ができまして、政府も強力なるバック・アップをして、この合理化を促進し、輸出の増進を図るといふような制度ができまして、これは監督権も相当な強力な規定もできますが、今後はお説のような点につきましても、一層強力な指導監督をして参りたいと、かように考えます。

○松永義雄君　監督権の問題ですけれども、開港銀行が融資した会社に対して、通産省は監督権と言いますか、監督権がありますか、法文上……。

○説明員(柿手操六君)　開港銀行の融資をされた会社に対する通産大臣の監督権というものは、実は私はそういう方面の知識がないものであります。ちよつと即答をいたしかねるのであります。が、程度の問題として、全然ないことはないといふふうに考えますが、それは実はそういう方面の法例について、ちよつと私今ここで即答する知識を持つておりませんので、後ほど調べましてお答えいたしますが、一般的にないといふことはないうちに、常識的な判断ですが、まあ考えます。

○松永義雄君　御承知の通り、造船会社に対しては監督することができな。造船会社に対して、今度監督の権限を持とうではないかというので運輸省が法案を作つたところが、作つた人が疑獄に引つかつたために、悪いことをなしておる運輸省が、その悪いことを監督する権限で、そういう資格があるのかといふことで、その法案が立消え

になつたといふことが新聞記事に出ておつて、最近監督といふことが非常にやかましくなつておる。政府の投融資に對しては監督しなければならぬ。すでに運輸省には一部そういう法文がある。すでに昭電と電力のものを今更迭返えしたつてしやうがないのですが、政府の出しておる金というものは、これは税金も入つておるんでしやう。予算面に出て来る税金なんですから、俗になつて、生産費で以て農民の利益がどうなるか。国際収支の面でもどういふことになつておるかといふことを言つておるのです。ただ金を貸してやればいいんだといふことにはならない。それから先ほど来委員の方から究明があつて、資料を出せといふことも今申したやうな大きな響きが来ることで、まじめにやつておるか、いないかといふことを思つておる。なら、思つておることを思つておる。権限を持つて取調べた結果でなければ、ただ感じだけのことで、だから通産省としては、若しそういう法文がなきや、通産省関係の監督というか、そういう政府の関係会社、政府の投融資がなされる場合には、それを監督する権限を持たなければならぬ。我々としては何も事を好んで官僚の権限を強くしやうと望んではいないけれども、民間の自由主義といふのは放漫主義になつておる。最近の自由主義でも何でもありはしない。だから監督する権限を持たなければならぬ。通産省はどうか考へるか。それがはつきりしないといふのなら、それを確めた上で、政府としてどういふ考へを持つておるか、そういう政府投融資に對して、どういふ考へを持つておるか

といふことを聞きたいのです。あなたにお聞きするのでも無理かと思ひますが、大臣が出て来たときに、十分大臣に資料を手立てもらつて、その上でイエスカ、ノーかといふことを聞けばいい。

○委員長(片桐真吉君)　只今の松永委員の質問は大臣に答弁を求めすることにします。

○河野謙三君　今の松永さんの御質問に關連するのでございますけれども、開港銀行が合理化資金を出した場合、借出すほうの会社はどういふ義務を負うんです。金利を払つて金を返すといふことは、これは聞くに当たらないけれども、それ以外に合理化資金を借出す会社はどういふ義務を負うのですか。それを一つ御説明をお願いしたい。

○説明員(柿手操六君)　そういうことにつきましても、私は余り研究をいたしておらないので申訳ございせんが、銀行から金を借りるのでありますから、勿論その金利を払い、元金を返済するといふことが主体になると思つております。併しながら、これによつて合理化をして、そうしてコストを引下げることによつて、国内の消費者に安く売る、輸出を振興するといふことは、これは当然融資を受けたものの義務だと存じますが、併しそれが契約上といひますか、法律上特別の条件になつておるといふことは私はないと思ひます。

○河野謙三君　由來合理化資金といふものは、硫安に限らず各産業に出まして、この金をやればこれだけ合理化される、これだけ石炭が安くなる、鉄が安くなるといつて金を借りて安くなつたため

がない、大体が……でありますから、今度の硫安の場合は、私は少くとも金を借りれば金利を払つて元金を返すのが当り前、これは一応計画書によつて、この金を借りたならばこれだけ硫安が年次計画でこれだけ安くなるという先ず第一の約束がある。これは口先の約束でなくて、これが必ず実施されるというので、若し実施されなかつた場合にはどうする、金を引上げるとか、どうするとかいふ、これが私は義務がなくてはならないと思つて、同時にその借りた金で一応硫安の合理化をやるのだと言ひながら他の方面に資金を廻した、硫安工業といふのはいろいろ他のものをやつておるから、そういうふうな方面に資金を廻す危険もある、そういうふうなことをした場合にはどうするの、こういう義務と言ひますか、違反した場合の罰則と言ひますか、こういうものは全然お考へになつていないのでしやうか。

○説明員(柿手操六君)　そういうことについての法律上の措置といふものは現在考へておらないと思つておりますが、今後こういうふうな御審議願つておるような硫安の二法案が成立いたしましたら、いろいろな監督なり、或いは勧告なり、いろいろな指示もできますので、お話のような点が一〇〇%まではどうかと思ひますが、相当程度達成し得る制度ができ上るのではないかと考へております。

○河野謙三君　それでいろいろ監督指導ができるというのは、例えばどういふことができるのですか、具体的に一つ……。

○上杉忠次君　これは聞き違ひかも知れませんけれども、先ほどの話では閤銀の杵を七億を持つてゐるのに、実銀を使われたのは三億七千万円、残りは使つておらないというわけですが、杵が七億何ぼ、政府の融資ですが、開銀を経て融資するのが、それが実際には三億千万円しか使用しておらない、あと三億己資金、市中銀行から賄つたというに聞きましたが、そうなんですかに

○説明員(柿手操六君)　ちよつと御覧

えいたしたのですが、それでよろしと
ございますか。

○上林忠次君 それで私ちよつと聞
そこないらしいですが、結局七億何
の枠があるのに自己資金で賄つたり、
債を発行したりして、三億七千万円
らしいが実際には使つていないとい
意味のようにとつたのですが、残り
使えなかつたという……。

○説明員(希手操六君) そういう意
じやありません。

高い工場に対してはもう輸入の硫酸で間に合わずぞというところまで行かないと、眠っている連中は目を覚まさない。そこまで行かなければならない。そこまでは行かないのは業者、政府とも意思がないからで、結局硫酸が高いところにとどまつてゐるからではないか、いうようなことを考へまして、そういうようなことから、先ほど言つたように金があるのにやらない。金があり、

けるものなら御へて頂きたい。これは横へんに文書をもう少し……、これは横へんに結論を出せば確安会社に熱意がないじゃないかという考え方が出て来のですよ。

○説明員(柿手操六君) それは大体は永さんのおつしやることと、私の言ことと違つてないのですが、どことがつているかということが想像つきません。だから、お答えをいたしますが、二八年度に確安工業に融資をする金額

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思へ、さうに決定いたします。なぞ削除の箇所等は委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思へ、さうに決定いたします。なぞ削除の箇所等は委員長に御一任願ひたいと思いますが、御異議ございませうか。

認めさう決定いたします。
これで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員会を再開いたします。

通産大臣が三時半頃お見えになるそうでありますから、臨時疎安給安定法案の審議はそれからの方が適当と思ひますので、只今農林大臣が見えられておりますので、それまで酪農振興法案の御審議をお願いしたいと思います。

○河野謙三君 大臣に一つお尋ねしたいのですが、今国会で、政府は御承知のように酪農振興法案という法律を出しておられますが、衆議院を通過して今我々の手許へ来ておりますが、私は酪農振興法案の審議もさることながら、現在全国に漸く盛り上つたところの酪農振興熱というものが、今非常に餌高、従つて農家が採算が合わなくなつて来たという形において、酪農振興どころではなくて、酪農熱が非常にさめかけて来ているという、この現状を解決することのほうが、将来の問題を考へるよりは先じやないかということな

んですが、そこで過日米、畜産局長にも餌の対策についていろ／＼伺つてゐるのですが、将来のことについてはいろいろのことをおつしやいますけれども、目先の餌の問題について何ら具体的な対策をお持ちになつていないようですが、これは一体どういふことになつてゐるのですか。聞けば二十一日に漸く飼料の需給安定法に基づくところの審議会の懇談会を開いたということでありまして、懇談会の席上には農林大臣も政務次官も御出席にならなかつたのであ

ります。併しこれは局長から懇談会の各委員の意見等もお聞きになつておると思ひますが、この懇談会の結果も何ら具体的なものを政府も持合せがないし、委員も審議のしようがないといふことだつたそうですが、大臣としてこの餌の問題についてどういふ考えを持つておられるか、先ず伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(保利茂君) 昨年のこの凶作が禍をいたしまして、そのしわが昨今の主として「ふすま」価格にしわ寄せになつて暴騰を来たしてあります。これは、私も似たしやうなもので、何とか臨時応急の手もないかといふこと、畜産局においていろ／＼苦心をいたしておられますが、結局はその需要に對する、一時的ではございますけれども、供給不足を来たしてあるといふこと、このことから因をなしてあることは申すまでもございせんので、外地からの輸入の途がないか、値を安定させるための措置として輸入の途はないか、或いは又食糧庁で抱えております等外麦でありますとか、イラクの麦でありますとか、こゝろいふものを少くとも相当大幅に処理すること等によりまして、この当面の臨時的な措置を講じて参りたいといふことで、当局においても具体的にその研究を進めております。なお、飼料審議会におきましても、この間の事情につきまして御懇談を頂きまして、審議会の中に小委員会を設けまして、具体的な対策を御考案頂くといふことに相成つておるわけでございまして、当面の対策につきましては、種々右申上げましたような点を配慮いたしておるわけでありまして、

○河野謙三君 当面の対策をいろ／＼お立てになつておるようでありますけれども、私はそれなら具体的に伺ひたいのですが、私が承知しておる範囲では具体的な対策は何もない。従つてそれが相場に現われて「ふすま」は一地区にやない。全国的に僅か三十キロの「ふすま」が九百円から千三百円に暴騰を來して、麦「ぬか」が七百八十円とか、八百円とかいふのを私は聞いています。大臣に改めて申上げますが、過日米畜産局長なり、食糧庁長官に言つておるのであります。農林大臣が政府の麦を製粉会社、精麦会社に払下げる場合には、その払下価格決定に當つて「ぬか」の予定額、「ふすま」の予定額、これはあるのです。これらの「ふすま」なり、麦「ぬか」の予定額からちやんときめて、そして政府の払下価格といふものはきまつておるのであります。その場合に公定価格じやありませんけれども、おおよそきめておるのが「ぬか」が一應三百円であつて、「ふすま」の場合には工場渡しに三十キロの五百五十円といふことが予定額になつておる。これは麦「ぬか」の価格を政府が責任を以て指導監督をして行かなければならん責任があると同時に、「ふすま」の五百五十円といふものは政府が責任を持たなければならぬ価格です。麦「ぬか」は三百円僅かのものが予定価格なんです。然るに先ほど申上げましたように、それを幾に入れて、運賃もかかりますけれども、何と農家の手に渡るのが九百円、麦「ぬか」の価格は三百数十円のものに突如八百円になつておる。これ、こゝろいふことは一体、それも一週間や十日ならいいのです。決してこの頃の相場でないのです。長きに亘つてこゝろいふ相場が持続さ

れておるのです。これに對して何ら今まで手を打つていない。そして漸く審議会を開いた。審議会を開いても、そのときに政府が対策を持つて審議会に出て、こゝろいふことでどうですといふ何ら具体案を持つていない。従ひまして、今大臣は当面の対策を持つておられると言われますけれども、当面の対策は何もない。従つて相場は少しも下らない。私は今の無為無策で行くならば、この青草の出廻るの時期には少しも相場は下らない。なお六月も七月も下らんとおぼしめます。こゝろいふことで製粉会社、精麦会社が暴利をとつておることを黙認していることが一体いかに悪いかといふ、先ずその御見解を伺ひたい。若しこれが不当の値段であるならば、不当な値段を抑へるために安定法の第七條に「政府は、国内の飼料の需給が逼迫しその価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要がある」と認めるときは、飼料需給安定審議会にかり、その所有に係る小麦を売り渡す場合において、その相手方に対し、その小麦から生産される「ふすま」の譲渡又は使用に關し、地域又は時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附することができ」といふ条項があると思ひます。この安定法第七條を死文に終らせるといふ理由が私にはわからな

い。成るほどこれは恒久対策じやありません。併しこゝろいふような事態が起つておるのが第七條であります。こゝろいふ際に第七條を発動しない理由が私にはわからない。これらにつきましては大臣の御見解を伺ひたい。同時に今の当面の対策とおつしやいました、

一体どういふ対策があるのですか。これを具体的に伺ひたい。

○國務大臣(保利茂君) 当面の対策と申しますのは、イラクの麦でありますとか、昨年の格外麦でありますとか、そういうものを應急の措置として飼料のために処分をいたしたいといふようなことを研究いたしておるわけでありまして、安定法第七條の問題につきましても、事務当局においても十分検討はいたしておられますけれども、やつた結果がお話のように、要は価格を調節し得る目的が達成せられなければ意味をなさないのであるわけでありまして、その点につきましても十分検討は加えて参つております。詳しいことは畜産局長から御答弁いたします。

○河野謙三君 然らばどうされるのですか。第七條をやつてもうまい工合にはならん。私はもう研究している段階じやないと思ひます。農林大臣も私がこれから申上げることについて大体見通しを持つておいでだと思ひますが、今餌は非常に上つた、これだけで大体有畜農家といふものは参つておる。その上へ持つて行つて、酪農製品のストツクが非常に殖えて、そしてすでに森永、明治その他の有力な会社は牛乳の買取値段をもう下げております。更にこれはもう二段も三段も家の値段は叩かれるでしやう、こゝろいふ問題が起つております。一方横浜に今頃になつて最悪な事態が起つてゐるときに、藻洲から十二万ポンドのパターが入つておるじやありませんか。統いてデンマークから十萬ポンドのパターが入るといふじやありませんか。たださへも酪農製品のストツクが多くて、そして生産農家の値を叩き始

めておる。その上に又外国からバターが入つておる。一方餌は上つておる。而もその餌を下げる何らの具体策も持たない。これで一体畜産振興になりまするか。畜産振興の騒ぎどころじやない。これは政府に今から道策がないならば、この夏から今年の秋には畜産には最悪の事態が起ると思ふ。現にこの間も畜産局長は面責されたはずで、全国の養鶏大会で、こんなに餌が高くても鶏を三割首をひねると決議しておる。あなたは知つてるでしよう。私は何も変な理窟を言つて政府を責めるとか、何とか言うのじやない。現に鶏は三割首を切るのだ、農家は値を叩かれ始めておる。デンマークや澳洲からバターが二十万トン横浜に入つて来る。こういうことで一体酪農振興どころの騒ぎではない。こういう事態が起るで、一遍に如何に農林大臣でもすぐにこの問題をすべて解決するような名案はあると思ひませんかけれども、少くともじり／＼この悪条件を克服するだけの何か具体案を一つや二つは私は出してもらなければならぬ。そうして呑気千万に我々の酪農振興法とは一体なんだと私は言うのです。これにつきまして、もう私は具体的に今日の問題の話を言つておるわけでありまして、具体的な今日の話を、私は具体案を出してもらわなければ納得できない。アメリカから五等麦を入れるとか、「ふすま」を入れるとか、これはこの間も話しましたが、いずれも取引が契約ができてしまつても入つて来るまでには三月かかる。先の話じやないのです。今一体どうするかということなんでしょう。大臣、一体あなたね、選挙区のはうへ一週餌はどうだ、河野謙三は

やかましく言うが、九州はどうだと照会して御覧なさい。畜産局でもほうぼうの酪農の大会なり、畜産大会にそれぞれの係官が出ておるでしよう。その係官が局長にどういふことを報告されておられますか、局長は又大臣にその報告を伝えておられますか、餌の不足が全国の農家に満ち満ちてゐるじやありませんか。これにつきまして、そういう意味合で私はこれはどうしても大臣にこの段階では責任ある一つ御答弁なり、責任ある御説明を伺わなければいけません。特には私に大臣の御出席を求めた次第であります。従ひまして、我々は政府から具体的な対策を一つお示し頂きたい、こう思ひます。

○国務大臣(保利茂君) 私は今日の特にこの「ふすま」飼料の価格の状況を心配しておりますのは、先ほど申しますように、結論すれば昨年の凶作のしわ寄せがここに參つておる。そこでそれは何れも恒久的な現象として出て来るものでなしに、一時的現象としてこういう結果が、現象が出て来ておるけれども、併し一時的な現象とも、これを只今お話のように、明日の問題でなく、今日の問題として臨時的な手を打たなければいかにせんやないか。幾ら外地から輸入をどうすると言つてみたところで、お話のように相当の期間かかるわけですから、そこでまあ食糧庁で今日持つておられますイラク麦の一万数千トン或いは昨年の格外麦を少し大量に放出する等の措置をとるといふ方針を以て只今検討を進めております。こう申上げておるわけですね。

○河野謙三君 昨年の凶作のしわ寄せで不可抗力のこうなつたんだ、こういふような御意味の御説明がありましたが、然らば私は申し上げます。去年から農林省が餌についてとつた態度は、経過を言つてどういふことになつておりました。凶作なんだ、米が高くなつた、そこで米高に連れて粉が上りそうになつた。粉が上つては大変だといふので、政府が大量に小麦の払下をやつた。又大麥の払下をやつた。幸い粉がよく売れた、粉の値段も上らずに済んだ。その間に「ふすま」がたかさんで「ふすま」を比較的に安く昨年の秋から今年の春にかけて推移した。その間に農家が油断して「ふすま」を余計使つた。農家が少し油断して余計使つたのはいいかもしれませんが、その間に政府が全く手放しに棄てて、その間に「ふすま」の報償にまで「ふすま」を使つて米の報償にまで「ふすま」を使つて「ふすま」を使わなければならぬ理窟があるのです。これは全然食糧庁本位の考え方であつて、畜産局の「ふすま」に対しての意見といふものが全然食糧庁に反映してない。私は今も言ひましたけれども、米を作る場所は大體牛を飼つていないところですよ。酪農地帯と米作地帯といふものは大體分れてゐるのです。米の報償に肥料をやるならわかるけれども、米の報償に「ふすま」をやつた。それが「ふすま」の偏在になつて、東北なり北陸のほうに「ふすま」が偏在になつて、非常に無駄な「ふすま」の配給をやつたために、折角たかさんできたところの「ふすま」が無駄に使われた。そこへ来て、その後今日になつて米は下つて来た。押麦のほうも売れ行きが悪くなつた。粉の売れ行きも悪かつた。従つて「ふ

すま」も麦「ぬか」も出ない。今になつてはたばたしてゐるのですよ。年間の餌の需要量といふものを測定してやつて行けばこんなことにはならない。去年の秋から今年の春にかけて全く手放しの棄てをして、そこに無為無策のうちにやつて来たためにここへ来てゐる。凶作のしわ寄せでも何でも無い。無為無策のしわ寄せがここに来てゐる。大臣は事務当局からどういふ報告を受けているか知りませんが、私が今申し上げることにしてはそう間違ひはないと思ふ。併し私はさういふ過ぎたことを言つても仕方がないから、過ぎたことは過ぎたこととして、ここで何とか今の九百円の「ふすま」、八百円になん／＼とする麦「ぬか」を適正価格に近いところまで下げるような、何らかここに抜本的な対策を立てなければならぬ。それには供給安定法の第七条を今にして発動しないで、いつ発動する時があるか。同時にこの効果が挙げないといふこと、もう一つ、製粉会社、精麦会社に適正価格を七割も五割も上廻る価格で儲けさせておいて、放つたらかしておくとはいふと思ひます。この不当利得を如何なる時期に解消されるつもりですか、製粉会社、精麦会社は五百円の「ふすま」を九百円で売つたり、三百円の麦「ぬか」を八百円で売つたり、その間に不当に利得したものを、これを儲け得だと、こういふふうに政府は考へておるのか、その点伺ひたい。

○国務大臣(保利茂君) 供出奨励のために「ふすま」を要らん所に配給したという御非難がありますが、これは私東北地方に参りました節、昨年、今年と二回に亘つて参りましたが、いずれも米を出すと「ぬか」がとれない。それに對して「ふすま」等の飼料を考へてくれなかつたといふような強い御要望もありましたので、今日までの措置をとつて参つたわけでございます。その結果、或いは河野委員の御非難に當るようなところもあつたのではないかと、今日恐れるわけでありませうけれども、そういう趣旨で要らんものを農家が受取るわけをなし、米を出すと「ぬか」がとれない、それに代るべき措置をやつてもらいたいといふことで、こういう措置をとつたことを御了承願ひたいと思ひます。で、お話の、今日とにかくこの段階でどういふふうにして価格の上の措置を講じて参るか、これは先ほど申しましたような措置をできるだけ早く講じました価格の安定を圖つて行きたい、かように考へます。

○河野謙三君 今私がお尋ねしたことは、一つ答弁がなかつたが、製粉会社、精麦会社は農林省が予定価格よりも非常に高い価格で「ふすま」や麦「ぬか」を売つて暴利を貪つておる。これは元政府の手持のものでありますから、製粉会社、精麦会社の企業努力によつての利益じやないのです。こういう不自然な暴利といふものを一体どうされるつもりかといふことをお答え願ひたいのと、今米の報償にやることについて決して無駄なものをやつたとは思ひなかつたおつしやいませうけれども、米を出して「ぬか」が足りないなら、米「ぬか」をやつたらいいじやありませんか。同時に現実に「ふすま」を米の報償にやつたために、その量が少かつたために、東北、北陸から「ふすま」が関東や関西の酪農地帯に逆流してゐる事実

は、農林大臣御存じのはずでありま
す。私はそんなに加減な理屈を言つ
てゐるのじやないのです。現実「ふ
すま」の動きを見て御覧なさい。報奨
用でやつたところの「ふすま」が米の
産地から逆流してゐるじやありません
か。これを私は無駄だと言つてゐるの
です。事実を農林大臣御存じないで
す。私は従つてこれも過ぎたことであ
りますから、とやかくはこれ以上言
いませんが、今後再び米の報奨に「ふ
すま」というものは適當でないとい
うことはつきり御認識を願つておる
つもりでありますから、今後こういう
ものについては再びやる意思はない
といふことを私はこの際言明願ひたい
と思ふのです。そのことだけでも私
は全国的の、特に「ふすま」の全
國的の価格に非常な私は好影響がある
と思ふのです。その点は如何でござい
ましょう。

○國務大臣(保利茂彦) 政府が荒渡
しますこの麦なり、小麦なりの加工業
者が不当な利得を得ておる。御指摘の
ようなことは一概に無論否定はいた
すものではございませんが、これを結
論的に根本的に置せば、この自由経済
が、統制経済かという問題になつて
来るだらうと思ひます。自由経済で
とて、一定のマージンの下に取引をせ
られるといふことは、これはもう自由
経済の中におきましては、損して
売る場合もありまして、得して
売る場合もあるわけですから、そこ
に自由経済の妙味があるわけであり
ます。併しお話をよく、今日のそれ
じや「ふすま」の価格といふものが
適正であるか、これはもう決して適
正であると存じません。

○河野三三 米の供出の報奨に「ふ
すま」を使うことはいいか悪いかとい
ふ問題につきましては、まだ大臣が具
体的事実について検討が私は少し少
ないと思ひますから、まだ今国会中
にもしばお目にかかれることであ
りますから、この次お目にかかれる
ときまでよく研究して来てもらいた
い。例へば東北、北陸と言ひませ
ん。佐賀県なら佐賀県に行つて、あ
なたの非常に詳しい選定で調べて
御覧なさい。あの狭い

ので、それは別途の措置で以て、そ
ういう暴騰しておる価格を引戻す
措置を、先ほど申しますような措置
を講ずることによつて或る程度
熾め得るのではないか、こういう
ふうに考へておるわけではござい
ません。多少業者が得をし
たり、或いは企業上の危険を冒す
やうな儲けが出て来るやうなところ
に、初めてそれを、極端を是認し
ようといふものではございませ
んけれども、一定の経済事情の下
における取引条件をちよつと超え
たから、これはこういうふうには
私はとりません。併しこの「ふ
すま」の価格問題につきましては、
今申します通りの措置をとりたい
、こう申上げます。

○河野三三 米の供出の報奨に「ふ
すま」を使うことはいいか悪いかとい
ふ問題につきましては、まだ大臣が具
体的事実について検討が私は少し少
ないと思ひますから、まだ今国会中
にもしばお目にかかれることであ
りますから、この次お目にかかれる
ときまでよく研究して来てもらいた
い。例へば東北、北陸と言ひませ
ん。佐賀県なら佐賀県に行つて、あ
なたの非常に詳しい選定で調べて
御覧なさい。あの狭い

佐賀県でも米をたくさん供出するこ
ろは牛の数は非常に少いのです。
○國務大臣(保利茂彦) いや、そんな
ことはない。
○河野三三 そういふことは全体的
に、それは例外はあるでしょう。例
外はあるでしょうけれども、そ
ういふことを頭からあなたは意地
になつて否定されるやうなことは
駄目ですよ。畜産局も大臣にもつ
と酪農の分布状態でもあなた大臣
に報告しないさい。そういうこと
をまたその程度に言つておられ
るから駄目なんです。例へば私の
神奈川県のやうな狭い所でも米を
出すところもあります。米を出すこ
ろは牛の数が少いのです。水田地帯
は少いのです。牛は、特に乳牛は
少いのです。こういう原則といふ
ものを立つて、私はもう少しお考
へ願ひなければいけません。これは
あえて私は今日の御答弁は求めま
せんけれども……。それから今「
ふすま」の問題は、自由経済であ
るからとおつしやいましたけれど
も、私は根本的にそれはお考へが
違ふと思ひます。麦類製品は麦か
ら出たもので、粉であらうと、「ふ
すま」であらうと、すべて間接統
制の枠にはまつてゐるわけであ
ります。この事實は法律によつて
きまつてゐるのです。併しこれを
當然と公定価格にして配給統制、
価格統制をやらないうで、間接統
制で行かうといふことは事實であ
りますけれども、それが間接統制が
自由経済でないといふことは大臣
御存じの通りのはずであります。従
つて私が先ほどから申上げてゐる
やうに、麦の私下価格をきめるとき
には食糧庁の企画課が細かく製粉
会社の原価計算をして、この私下
麦で工場が適正

な利潤をとつて、而も粉は千円で
売れるはずだ。「ふすま」は五百
円で売れるはずだ。その場合にち
やんと適正利潤が見てある。そう
してそれによつて私下価格をきめ
るわけですね。その場合に五百
五十円が五百円に下がることもあ
るでしょう。逆に六百円に上がる
こともあるでしょう。上一割、二割
の幅は直接統制をやつてゐるのじ
やありませんか。余り中心値から
はずれたときには政府には責任があ
る。責任があると同時に、そういう
中心値から余りははずれたとき
のために安定法の第七條があつて
、必要と認めた場合には政府が管
理することになつておる。そうし
やないですか。安定法第七條の立
法の精神とはそういうことだと思
ふ。必要だと認むる場合は、それ
じやない場合を必要と認める場合
といふのですか。安定法第七條の
必要と認むる場合といふのは、ほ
かに意味することがあるのですか。
今の自由経済でない、麦類製品は
一切自由経済の枠にはまつてゐる
のじやない。間接統制の枠にはま
つてゐるのだ。こういう根本的
な問題について大臣と意見が違
ひます。どこまでも自由経済とお
つしやるのですか。それとも一つ
は、安定法第七條の必要と認める
場合はいつて、何のことも指して
ゐるのです。それを御答弁願ひたい。

○國務大臣(保利茂彦) 間接統制が自
由経済なりや否やといふことは、こ
れは疑問のあるところであらうと思
ひます。それは政府が麦を荒渡すに
当りまして、麦及び附帯生産物であ
ります。その大體の価格を想定して
、そうして国民生活に圧迫を来たさ
ないといふ配

慮の下にいたしておるわけではござ
いませぬ。従つてお話をよくして
、それが上下して参るやうな場合
におきましては、もとよりこれは政府
は、その大體組つておるやうな
措置をとらなければならぬ責任は
十分あることは御指摘の通りに考
へております。ただまあ言葉の、私
の表現がまずいために無用の誤解
を与へましたならば、これは訂正
したいと思ひます。安定法第七條
の御指摘のことにつきましては、こ
れは一つ今日まで畜産局におき
まして、いろいろ検討いたしてお
りますから、御説明を申し上げます。

○河野三三 畜産局長からはあ
とで、又大臣のおられないときに
でもいろいろ御説明を伺へるので
ありますから、この際大臣に伺
ひますが、一体大臣、今私が申
上げたやうに、「ふすま」が九百
円だ、麦「ぬか」が八百円だとい
ふ事態に対して、而もこれに對
して根本的な対策がないために、
今後私はこの値段で暫らく推移
すると思ひます。ところが折悪し
くこの間にあなたのところでは本
年度の麦価をきめなければなら
ない。この間の御説明では本
年になつて取組むつもりだとお
つしやいましたが、取組んでみた
ところ、去年の値段を維持するこ
とができるかどうかといふところに
むづかしい目標がある。目標があ
るのだとおつしやいましたが、去
年の値段と同じやうに飯にできた
といひました。今三千円で九百
円だ、六十キロにして千八百円
でしょう。小麦の値段と「ふす
ま」の値段といふものは、大體小

な利潤をとつて、而も粉は千円で
売れるはずだ。「ふすま」は五百
円で売れるはずだ。その場合にち
やんと適正利潤が見てある。そう
してそれによつて私下価格をきめ
るわけですね。その場合に五百
五十円が五百円に下がることもあ
るでしょう。逆に六百円に上がる
こともあるでしょう。上一割、二割
の幅は直接統制をやつてゐるのじ
やありませんか。余り中心値から
はずれたときには政府には責任があ
る。責任があると同時に、そういう
中心値から余りははずれたとき
のために安定法の第七條があつて
、必要と認めた場合には政府が管
理することになつておる。そうし
やないですか。安定法第七條の立
法の精神とはそういうことだと思
ふ。必要だと認むる場合は、それ
じやない場合を必要と認める場合
といふのですか。安定法第七條の
必要と認むる場合といふのは、ほ
かに意味することがあるのですか。
今の自由経済でない、麦類製品は
一切自由経済の枠にはまつてゐる
のじやない。間接統制の枠にはま
つてゐるのだ。こういう根本的
な問題について大臣と意見が違
ひます。どこまでも自由経済とお
つしやるのですか。それとも一つ
は、安定法第七條の必要と認める
場合はいつて、何のことも指して
ゐるのです。それを御答弁願ひたい。

○國務大臣(保利茂彦) 間接統制が自
由経済なりや否やといふことは、こ
れは疑問のあるところであらうと思
ひます。それは政府が麦を荒渡すに
当りまして、麦及び附帯生産物であ
ります。その大體の価格を想定して
、そうして国民生活に圧迫を来たさ
ないといふ配

麦一俵について「ふすま」を六十キロに直した場合に、約五割から、せいぜい六割くらいのところへ落着くのがその間の価格比であります。然るに今九百円の「ふすま」は六十キロに直せば千八百円の「ふすま」、それを現実に農家が買つておるのでありますから、それで今度ここへ出て来るころの麦を、政府が買上値段をきめる場合に、去年と同じように二千円できめるようなことができませんか、絶対に農家は承服しませんよ。あなたの努力によつてきめなければならぬところの麦の値段、大麦、小麦、裸麦の値段と、一方において小麦、麦「ぬか」の現実における相場、農家が買つておるころの「ふすま」、これとの比例がとれませんよ。小麦一俵の値段と、「ふすま」六十キロの値段と殆んどかつかつのところに來ておる。これで一体大臣、麦の値段はきめられますか。それとも大臣は農家経済から見て、「ふすま」が千八百円なら今年小麦は三千円ときめてやる、こうおつしやいますか、できないでしようそつしやいとは……この問題にもぶつかりますよ。これは一体どうされるのでしよう。

○國務大臣(保利茂君) 麦価の問題につきましても、只今事務局のほうでいろいろ資料を検討いたしておる段階でございます。適正なところできめたいと考えております。

○河野三三 検討はいたしておられるでしようけれども、現実は今申上げのように値でも何でもない。農家は九百円で「ふすま」を買つておる。六十キロで千八百円だ、そうして幾ら検討してみたら二千円の上幾らにもきめられんでしよう。小麦の値段は、そうしますと、小麦が二千円が二千五百円、これ「ふすま」が六十キロで千八百円、これで一体正しい価格政策になるでしようか。そういうところの矛盾にぶつかるとあるから、その面から見て私は麦の値段を上げろというのではありますせんけれども、そういう価格政策からいっても、この機会に麦「ぬか」なり、「ふすま」についての価格の安定について抜本的な根本的な対策をお立てにならないと、すぐ大臣は壁にぶつかると、私はこれは特に大臣に御忠告申し上げておくのであります。そうでないとんだことになりまして。いろいろほかのかたの御質問もあるでしようから、最後に私は、先ほどから大臣がここで輸入の低質品位の小麦を大量に払下げるとおつしやいましたが、それを具体的にイラクの麦を幾らとか、この麦を幾らとか、具体的に産地名、要するに銘柄別の払下数量をここで発表して下さい。

○國務大臣(保利茂君) イラクの麦は一万トン以上できるのじやないか、内地の等外も二、三万トンでできればやうたいと考えております。

○河野三三 それは今月のうちにやるのですか。

○國務大臣(保利茂君) 今検討いたしておりますから、とにかく当面の応急の、これではどれだけの効果が出ますか、やるだけのことは、そういうふうに残つておるのですから、できるだけ早くやりたい。

○河野三三 それは一つの目標であります。それをやることによつて「ふすま」なり、麦「ぬか」の価格はどこまで引下げるつもりでおりますか。これは勿論相場のことでありますから、

あなたの方の思うように行かんでしようけれども、一応そういう払下をやる以上は、今の九百円の「ふすま」を八百円にしようとか、取りあへず七百五十円にしようとか、目標はあるはずで、その目標を立てて、その目標まで行かなかつたときは止むを得ないから七条を発動するとか、又その次の払下をやるとか、いろいろ手を打つていよう。一体今大臣がおつしやつたような数量をここで早急に払下げることによつて、価格をどの辺まで安定させようとするお見込みですか、畜産局長から結構ですから……。

○政府委員(大坪藤市君) 只今大臣から申しましたイラクの麦の分は、大麦といたしまして七千トン、これはすでに政府が輸送中であるのであります。これはすでに決定いたしまして、ただ現物が西の方面に集中いたしておりまして、西の方面のままで払下をいたしますというところ、それが相場の中心をなします関係がござりますので、現に輸送途中であるのであります。更に七千トンの分につきましては、これは近々うちに、又これも同様に輸送を伴いますので、その措置をとりたい、かように考えます。次に、申上げます六等麦の問題であります。これにつきましてもは価格と問題があるものであります。できるだけ農民に不当な価格にならないように、畜産の再生産に見合うような価格に、どれだけ格外品を集め得るかということで折衝いたしておるものであります。大体二万トン検討のもは棚下しができるのではないか、かように考えておるのであります。早速に実施いたしたい、かように考えてお

るのであります。これらの措置によりまして、できるだけ価格を安定せしめたい、かように考えておるものであります。御承知のように間接統制といひましたも、すでに需給がアンバランスでありまして、そのために価格が相当上つておるというふうな事情があらりますので、そのためには先ず現物を出すことが先決問題であります。これだけの措置をとりたい、かように考えておるのであります。先般の飼料需給安定審議会におきまして、先ず何よりも現物をできるだけ早急に出すよう具体的の方策を考究することが先決問題であるという意味の大多數の委員の御意見であつたのであります。当面の対策をいたしまして、これだけの措置をとつて参りたい。同時に数回業界と懇談と申しまするか、食糧庁と一緒になつて業界に協力を要請いたしまして、小麦の売渡しに伴います「ふすま」の価格の繰上価格につきましては、これも更に一段とさういふような措置を強力にとつてもらうように、業界のほうに協力を求めたい、かように考えております。当面すでにそれらの措置をとりまして、今後の推移を眺めて参りたいと思ひますが、このほかにもできるだけ速かにあらゆる方法を尽しまして、外国の「ふすま」を購入する、勿論これにつきましては、今月内に入れるといふことは困難かと思ひますが、できるだけ期近の品物を入れるように努力いたしたい、これは常に続けなければならない努力じやないかと思ひます。幾らのところは下げるかという点につきましては、私もどもいたしましては、それらの措置をとり、且つ今後は本格的な青草の時期と申しますか、青草が見えたのではなしに、現実には家畜の飼料として草といふものがその飼料の対象になるのでありますから、大体において相当価格は下向きじやなからうか、かように一応は考えておるのであります。

○河野三三 畜産局長にお尋ねしますが、そこで下向くつもりでやつておられることに私は間違いないと思ひますが、あなたのお考えの中には、これから牛乳の値段は必然的にもつと下がるというところは、これは前提にしておられるでしよう。牛乳の値段はこれ以上下がらんとおつしやいますか、消費者価格じやない、生産者価格です。もつと農家は牛乳の値段を叩かれるでしよう、今の酪農製品のストツクの場合、又余計にバターや何か入れた関係、さういふ関係で牛乳の値段が幾らか下がるだらう。一方餌の価格は幾らまで下げて行かなければならぬ。さういふ机上のプランではあります。こういうけれども、あなたの御手許にさういふプランはあるのですか、さういふプランは一体どうなつておりますか。牛乳の値段が仮に百円に下つた。その場合に酪農家の経済から行けば、「ふすま」は幾らまで下げてやらなければ引合はん、さういふふうな一つのそばんがあるはずで。そのそばんはどうなつておるのですか。それから江田さんの御質問もあるようでありますから、最後に伺ひますが、バターは一体誰が入れたんです。輸入業者は誰です。販売は誰にさせるのです。私の聞いたところでは、横浜のCIFは百八十円です。それは三五%の税

金がかかつて、一体誰に幾ら儲けさせているのです。その場合には国内価格に影響のないようにという条件があるように聞いていた。国内価格ということになるが四百円から四百四十円ぐらいにしている。その幅が如何にもあり過ぎますが、従つてそれを扱うところの業者というものは非常に暴利をとりますが、一体誰が扱います。誰に儲けさせるのです。儲けた金は一体畜産の振興費が何かの財政に積立てさせるのですか、どういう口銭を与えてどういう扱いでやるのか、こういう点についての御説明を伺いたい。これは若し何でしたら、大臣もお忙しいようでありまして、今日でなく明日でも資料を出して頂きたい。輸入バターはどういうインポーターが扱つて、国内で誰が売つて、それがどういうふうな口銭をとつて国内市場はどうなるのか。その間に非常な幅がありますが、この幅は一体どうするのだという説明資料を、今でなくてよろしくごさいいますから、あとで私の手許に下さい。

○政府委員(大坪藤市君) 第一点の御質問の点であります。乳価の基本をなします生乳の問題につきましては、これからずつと最盛需要期になりますので、従つて乳価が今年度下るといふ予想はいたしておりました。ただ現在まで地方によりまして相当生乳の奪い合いと申しますか、それらの関係でシグザグに上つておりまして、一部修正されたところなどありますが、これは生産者の場合でございまして、そういう修正価格というものが、一、二地方によりまして見ら

れたようでありまして、全体の価格体系をいたしまして、生産者の価格が現在のところ下つておるといふふうなふうに見受けておりません。又本年の夏を身近に控えておられますので、これが全体の問題といたしまして生産者の価格が下るようにならざることを考へておりません。従つていわゆる飼料価格と乳価の関係の逆ざやになるというふうなことが、本年のいわゆる最盛需要期においてはそのような現象は起らないか、かように考へております。

○河野謙三君 私は質問をやめようとしたのでありますが、余り現実とかけ離れた御答弁をなさいましたから……、現に各社で、森永でも明治でも、その他の会社がここで五円か、十四円を下げていられるやありませんか、これはあなたのほうに行つておりませんか。現に下つておりますよ。そういう事実はあなたのほうに報告がないのですか。これから先のことは私はもつと叩かれると思う。あなたは、いよいよ例年と言へば乳価の上るときですか、例年並に上ると言われますが、これから先のことは別でありまして、現実には各社において乳価というものは下げられていられるやありませんか。そういう報告は畜産局長のところに行つておりませんか。

○政府委員(大坪藤市君) 何と申しますか、取扱う会社によりましては、そういうようなことが一、二あるようでありまして、全体の問題としてこれが全部そういうふうになるかという点につきましては、今後最盛需要期になりますので、私もそれはそういうことのないようにならうに、我々といたしまして努力いたしたい。かように考へておりますのでありますが、ただ一時相当生乳の奪い合いと申しますか、その関係で不当な値を出したり、そういうふうな関係があるやうなで、修正と申しますか、そういうふうな事情は多少あるやうであります。

○河野謙三君 最後に私は大臣に伺いたい。私は今までも大臣の御意見を伺つておりましたが、どうも大臣は忙しがし体でありますから、一々大臣が直接調べるわけに行かぬでしようが、まだ詳細な実情の報告が大臣の耳に入つていないと思ふのです。特に私はこの際、入つたりのようでありまして、けれども、農業団体等がこの問題に対して少しも私は願ひがない。従つてこういう問題を農業団体が一番先に大臣の耳に入れなければならぬのに、農業団体がこれだけ餌が上つても、ただの一度も餌が上つて困るという陳情をしたことがない。私に言わせれば、この頃の農業団体はどうかして、MS Aだの、やれ何だとか、そういう思想問題についてはえらいやかましく活発にやつていられるが、具体的に農村のその日の経済に重大な影響を及ぼすものについては、農業団体は極めて不活発なんだ。照意に解釈すれば、私は農業団体と一緒に商業資本と同じように餌が上つた、肥料が上つたと喜んでいられる、私は曲解すればそういうふうに見える。そういうふうに、農村の事情を聞かれる立場にある大臣が、農業団体からそういう声がないために大臣を誤まさせると思ふ。もう少し大臣は農業団体の意見もさることながら、広く農林省の畜産局は勿論のこと、もう少しこの際全国の畜産事情について、今の乳

価の今後の推移、餌の問題、そういう問題について、詳細に直ちに大臣に御検討を頂くことをお願いして、もう少し大臣にこの畜産の問題について認識を深めてもらいたいということを特に私はこの際、痛切に感じますので、お願いして一応私は大臣に対する質問はこれで打ち切ります。

○国務大臣(保利茂君) 御注意は有難く拝承いたし、私の経験の至らざるどころ、勉強の至らざるどころ、これは深くお詫びを申し上げます。併しこの「ふすま」の問題、只今の問題にいたしまして、先日開かれました養鶏大会にも私出席をいたしました。つづきまして事務當局に御勉強を願つていられるやうな点も、そういうところから来ているわけでございます。併し御注意は十分承つておきます。

○北勝太郎君 先ほどの河野委員の質問に対しての畜産局長の御答弁に、生乳はこれから需要期に入るから下らないという見込みだというお話でありましたが、原料乳については全く逆なはずで、そこでこのバターその他の乳製品の輸入と原料品の値下りという点については、どんな工合のお見込を持っておられるか、これを一つ承つておきたい。

○政府委員(大坪藤市君) 昨年の暮から今年の初めにかけまして、例のバターの問題が強く論議されて、できるだけ多量にバターを輸入せよという声から各方面から起きて来たのでありますが、もうすでに御承知の通り我が国の酪農は極めて底が浅いと申します。露給に非常に敏感でありますので、少しばかりのバターの輸入というものが我が国の酪農に非常な影響を来す。こういうふうな意味合におきまして、数量をカバーするという意味合におきまして、これは常時輸入されておりますいわゆる雑品の枠の中から、これは年々大体輸入される一応の枠の中でありまして、そのうちで特にそれを二十万ポンド分というものを輸入いたしまして、最近これが入庫いたしておるといふ事情にあるのであります。その場合に一番問題になりますのは、これが内地の市価に直接影響をしないようにというわけで、輸入の方法につきましては、直接市価に響かないやうな方法にはどうすればいいか、これらの点につきまして、各生乳関係の業者といろ／＼協議いたしまして、全国的な組織の下にこれを輸入をいたしておるといふような関係であるのであります。これらの問題につきましては、今後の輸入との関係におきまして、どういふことになるかということになると思ひますが、現在輸入いたしましたものにつきましては、それらの点がありまして、これは業界が一致して或る程度何と申しますか、直接市場のほうに全数量が出廻らないやうな措置を業界と協力いたしまして講ずることが一番大切じゃないかと思つております。なお今後の問題につきましては、だん／＼と、特に北海道等におきましては、これは増産の時期に行くと申すのであります。外国から入つて来るというふうなものにつきましては、業界とも協力いたしまして、できるだけ少くすると、こういうふうな措置を講ずる以外に方法がなからう、こういうふうな考へております。

ら、できるだけ速かに督励をいたして参りたいと思います。

○江田三郎君 この草地の改良というものは、私はこれはやはり国がいろいろ補助金も出して行かなければならんし、いろ／＼やつて行かなければならんと思うのです。併しそういうことだけでは私は足らんのじやないかと思う。何しろ広い草地なんです。そうして又日本ぐらい草に恵まれたところはないというだけに、どん／＼草が生えるわけですが、こういう草を片つ方で少々の金を出してこの牧草の種子を蒔いたところで、ちよつと油断するといふと、すぐに悪草にやられてしまふのではないか、そういう点についてまあ草地を改良する団体その他が国から補助金をもらつてやつたり何かするといふことは、これはやつて行かなければならんが、同時にこういうことについては、私はやはり国民運動というものがないければならんのじやないか。例えば堤防へ行つてみますと、牛が食われ利用価値のない草は、附近の草は全部刈られてゐるが、それだけはちやん

と残されている。残されているという事はその種子が落ちるということなんでしょう。ですからあまり悪草はこれはなか／＼百姓だつて家に持つて行つても役に立たないものは刈らないから、そういうものを国民運動として悪草を駆除する、そういうものには私は小学生あたりにも手伝つてもらつていいんじゃないか。小学生あたりに勤勞奉仕をさせてはいかぬということになつていけるけれども、勤勞奉仕ではない、悪い草は追放するのだ、人間のほうの追放はよその国にやつてもらつたが、役に立たない草のほうの追放は国民が追放するのだというふうな広汎な国民運動が必要なんじゃないか、そういうことを子供のときから、この草はいい草であり、この草は悪い草ということを教え込む、実践させる、かようなところまで行かなければ本當の草の改良という事は私は軌道に乗らぬと思ふのですが、そういうことはお考えになつたことはございせんですか。

○國務大臣(保利茂君) この草の改良に對して、そういう国民の認識と協力が頂けるように、政府としてもそういう機運を盛り上げて行くという事は全く私は同感でございませう。この儘かに春秋二期でございませうが、草の週間といつたやうな、聞いたこともないやうなことが行われているというやうなことは、お話の御趣意に副うやうなことはできないと存じます。少し具体的にやり方を研究させて頂きたいと思ひます。かように考へております。

○江田三郎君 とにかくまあ食糧事情から差迫つてこの酪農振興を思い付くというのなら、それは思い付きはどつちから、思い付いてもいいが、とにかく

日本が農業としては酪農をやつて行かなければならない、又酪農を振興しようといふのであれば、この草の問題を置かれたのでは私は日本農業の進歩も発展というものもないと思ふので、そういう点が草に専ら過ぎているだけに、草を非常にお粗末に考へて今まで放つたらかして來てゐると思ふ。そこで牧野法の改正なり、或いは又もつと草についての機構を整備して行く、或いはその草の奨励の仕方にしたところで、もつと輸入牧草みたやうな問題だけではない、もつと野草の改良なり、飼料の問題に今まで手を付けていなかつた点を十分考へられて、そういうやうな根本的な対策を立てて頂きたいと思ふのですが、今日すぐにその答へといふのも出ないと思ふのですが、とにかく方向としてはそういうことを強力に、而も早急にやるという意思表示をして頂きたいと思ふ。

○國務大臣(保利茂君) 只今の御趣意につきましましては、私はできるだけ御意見の線に沿ひまして努力をいたして参ります。なお一般的に申しまして、現在の草が改良せられれば少くとも十倍ぐらいの使用能力を持つようになるとはならないかと思ふ、理想的に行けば……といふことや、それから又同時に特にこの原野になつております畜産の、遊地々々の原野と申しますか、これにつきましても、これは酪農振興畜産という面からのみではなく、やはり治山、治水の上に非常に大きなやはり問題を残しておるので、両面からやはりこの問題を取上げて参りたい、かように考へております。

○北澤太郎君 惡草退治の問題であり

ますが、今、江田さんから言われた通り、ただ食わせたり刈らせたりしてゐるのではなく、悪草の種が、根が残つて困るのであります。結局草地の改良といふことは耕作に進まなければならぬ、この私は思ふのであります。耕して初めて草は絶える、何すも下に押込められて草は絶えるのですが、そうしない、耕さないで百姓の手、青年の手でやろうと思つてもできるものではない、そこで耕作に進まなければならぬ、そうすると、結局草地の耕作権といふ問題が出て来る、その耕作権はもつと誰に帰属するかといふことになると思ふので、この点について伺つて見たいと思ふのでございませう。やもすると、この耕作権の帰属がわかつて來なければ、草地の所有者はそれは必ずこれに對して承諾を与えないといふことは當然なことだと思ふのであります。そこでそういうやうな耕作権は、もつと誰に帰属するか、その費用はその土地の所有者、草地の所有者に負担させるのであるかどうか、又収益は草地の所有者の収益になるのであるかどうか、こういう点について伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(大坪謙吉君) 只今の御意見の通り、酪農を振興させますためには、最も優秀な草を造成しなければならぬ。而もそれを徹底いたしますためにには耕作に進まなければならぬ、御意見の通りだと思ふのであります。從來この方面におきまして非常に立ち遅れと申しますか、遅れておりますのは、現在までの家畜は主として和牛なり、或いは馬なりでありました關係上、そういうやうな進んだいわゆる草資源の改良といふことが、びつたり

現在までの畜産と経済的にマッチしなかつた、逆な言葉で申しますと、そういうやうな経費をかけて、手数をかけて草の改良をいたしても、和牛なり、馬なりといふものは経済的効果がびつたりと當てはまつて参らなかつたといふやうな点が、牧野の改良といふやうな点につきまして、現在まで立ち遅れを來たしております非常な原因であります。併しながら、乳牛の飼育といふことが中心になつて参りますといふと、その間の事情は全く一変して参るのではなからうか。つまり只今の御意見の通り、從來のやうないわゆる牧道の改良でありますとか、牧棚であるとか、そういうことでなしに、草そのものの質の改善、それが極端に効果を現わしますためには、耕作といふことになつて参つて來ると思ふのであります。ところが御承知のように現在の牧野はいろ／＼長い間の慣行と申しますか、地方々々によりまして使用権、利用権、所有権なりといふものがいろいろな事情に分れておるのであります。で、牧野全体をいたしまして、それらの点も勘案いたしまして、い／＼日本全国の牧野につきまして、これが我が國の將來の家畜、畜産の中心となりまする酪農との関連において、そういう点を、現在の牧野を全面的に改正いたしたいと、かような關係で研究をいたしておりますが、差当り当面の問題をいたしまして、集約酪農の牧地につきまして、そういうやうな牧野法の改正の一つの前振をなしております考へ方は、草地につきまして特別な例外規定

を設けておるのであります。私たちは牧野或いは延いては草地全体につきましての改正といふことを意圖いたしたのであります。が、我が國におきましては、御承知のように、地方によりまして馬或いは和牛、そういうやうな家畜の使用形態が種々に分れておりますので、一足飛びにそこまで参るというところにつきまして、牧野全体についての改正といふことになりましますために、は、そこを或る程度のまだ距離があるんではないかと考へるやうな考への下に、乳牛中心にやつておるやうないわゆる集約酪農につきましての一種の牧野法の改正といふことを目途としておるのであります。ただ併しながら、先ほど申し上げました通り、我が國の牧野なり草地といふものの使用慣行なり、或いは所有關係なり、或いは入會關係といふものが相當複雑な様相をとつておるのであります。で、これにつきまして、形式論から申上げますれば、所有者が反對をいたしました場合に、これは仕方がないといふことにまゐることもあると思ふのであります。又所有者でありませうとか、或いは権利者が、牧野改良なり何なりをやることになると思ひますが、これらの点につきましましては、いわゆる集約酪農の地域につきましての牧野改良計画、それらに基く管理計画、使用計画といふものを村を擧げてやつてもらふためには、い／＼な所有形態なり、或いは所有者個人々々によつていろいろ事情があると思ひますが、これは全体の計画をいたしまして進んでやらなければ、全体として本當の計画なり或いは使用なりといふものはできないんじゃないか、かように考へるのであります

す。そこで集約酪農地域の指定と申しますか、そういうように酪農を中心としてやつて参りたいというところにつきましても、先ず第一に、その当該地方におきまする農民全般の非常な御協力を求めるということが第一の問題じやないかと考へるものであります。いろいろ細かく考へて参ります場合に、一、二の反対者が出て参つた場合には、その人が大きな牧野を持つておつた場合には、實際問題としていゝやうな牧野の改良計画はできないのじやないか、或いは地方の事情に副うような利用状態が現出されないのじやないかといふような御議論もあるかと思ひます。併しながら、現在の法制の下におきまして、そういうような使用権なり、或いは利用権なり、或いは所有権というものを無視するといふようなことには、これは法律上参らんとするものであります。これらの点につきましても、法律では非常に生ぬるいといふことになりましますと思ひますが、一応そういうような計画をこの本法の中に織り込んでいけるのであります。これをできるだけ行政的な指導と申しますか、裏から言ひますれば、協力という形で、先ず一つ集約酪農地域における本當の牧野の改良というものを實行して参りたい、かように考へていけるのであります。同時にそれにつきましても、いゝやうな今までの「牧野の改良」につきましても予算等も計上いたしたのであります。なか／＼広い草地を人力を以てやるということにつきましても、なか／＼困難である。特に東北なり、北海道なり、非常に広大な面積を所有と申しますか、原野のままで放置されているところにおきま

しては、とても人力ではいけないといふような関係も参りますので、北海道につきましても……、府県に補助をいたしまして、相当多額の機械力を動員するといふことにいたしたのであります。なお内地、これは北海道も含むのであります。国をいたしまして、現在の飼畜牧場に四カ所ほどいゝやうな機械改良の中心地点を設ける。而もその機械につきましても、セツトといふたして、外国等から輸入いたしまして、諸般の施設を備へると、こゝろよりなことにいたしまして、人力と機械力と二本建てで今後改良を図つて参ります。勿論その間にいゝやうな地方におきましても、法律上この所有権を無視できないような関係も参りますので、集約酪農地域に指定された地域におきましても、そういう問題が起きて来るかと思ひますが、これは地方庁を中心といたしまして、できるだけ行政的な措置によりまして、その間の調整をとつて参りたい、かように考へていけるのであります。

○北勝太郎君 もう一つ。集約酪農地域も勿論であります。この草地改良は主として国有地或いは公有地等においては、これは可能性があると思ひます。併し個人の所有地について共同採草をする、或いは共同放牧をするといふことについては、これはなかなか所有者はうんと言わんと思ひます。そこでそういう場合に、どういふ工合にその問題をやつて行かれるつもりでありますか。うか／＼したために頭頭牧地を皆とられてしまつたといふようなこともあるのであります。そういうことは非常に困難な、個人の土地については非常に困難な問題も生ずると思ひ、それに対してどういふ方法で協力を得られるようにやられるのであります。それを一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大坪廉市君) これにつきましても、牧野の利用形態、或いは所有形態、或いは入会形態といふようなことは、地方によりまして非常に違つていゝのであります。多くいゝやうな牧野の所有形態なり、利用形態といふものは、いゝやうな共同所有と申しますか、部落なり町村なり、そういういゝやうな共同利用或いは共同入会といふような事態が相当多いのであります。そういういゝやうな所につきましても、部落を挙げての酪農振興といふようなことになりまします。これは問題ないと思ひます。ただ個人間に分割されておると申しますか、そういういゝやうな所につきましても、いゝやうな問題ではなからうかと思ひます。これは直ちに法律を以てどうこうするといふわけには参らぬのではなからうかと思ひます。これは各地方にいゝやうないろいろな状態があります。先ず實際問題として、手近にそういういゝやうな問題の起るところから手初めいたしまして、だん／＼その間に問題になることを進んで解決して参るといふようなことで進んでいゝやうな所か。その上でいゝやうな程度立法的な措置を研究いたしまして、それによりまして問題を解決して行く工合になるんじゃないか、かような段階になつておる次第であります。

○江田三郎君 この法案は酪農振興法ですが、これについて酪農振興法ではなしに、乳業資本の振興法になるんじゃないか、特に例へば第二章第三節あたりは、これによつてむしろ乳業資本を殖やすことになるんじゃないかといふことを河野委員あたりも盛んに言つておられますが、私もどうもそう言われると、そういう気がするので、それについて私結局これが酪農振興法であるか、或いは乳業振興法であるかといふことの一番根幹になるところは、取引の契約をするときに粉料が起る。そういうときに大臣養成の今度の修正案で行きますと、幹旋委員が出て行つて協定案を作成することが著しく困難であるときには、農林大臣に對し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる、こゝろ一つ具体的なことは大臣からお答えできないと思ひますが、お尋ねしたいのですが、例えば市乳の場合に農林省で考へていゝやうな市乳の原価の割合といふものはどういふことになるか。市乳の中の何割が原料乳の価格であつて、あとの何割が中間処理の経費、或いは販売の経費、こゝろいゝやうなことをお尋ねしたい。結局乳業資本のほうに引合わんかと言つて今度の市価を下げていゝやうなわけですが、あやうつて買取価格を下げた、そのときに引合わん、引合わんと言つたところで、板に非常に大きな販売宣伝費あたりを使われたんでは、それを全部農家が負担しなければならぬといふことになつたら、なか／＼日本の酪農といふものは軌道に乗らんと思ひます。だからそういう際に、およそこゝで若し助

きまする情勢、而もそういうような二つの要請を勘案いたしまして、できるだけ中間的なコストを引下げるという努力、この努力が是非必要じゃないかと思うのでありまして、今回の酪農振興法の全体の趣旨をいたしまして、そういうような点を最終の眼目といたしておる、かように了承願いたいと思ふのであります。

○江田三郎君 通産大臣が来られましたから、私これでもやめさすけれども、この点は私一番根本になると思うので、助言なり資料なりを求められたときに、どういふ態度をとられるかということ、これは答へは畜産局長から答へられてよろしいけれども、大臣とはつきり相談されて原則を示して頂きたいと思ひます。例えば今の場合に必ず生産費を確保するのだという原則をどこまでもとつて行くのかどうか、或いは逆に販売費、宣伝費なりというものをうんと使われるときには、それによつて乳業資本のほうが引合はんというときに、こちらへ食い込む虞れがあるかどうか、これは根本的な問題ですから、今日は通産大臣が来られましたから、途中でやめにいたしますが、この次までによく農林省の責任のある答へを聞かして頂きたいと思ふ。

○委員長(片柳真吉君) それでは酪農振興法の審議は本日はこの程度にいたします。

○委員長(片柳真吉君) 通産大臣が見えになりましたので、臨時確安需給安定法案を議題といたしまして、農林、通産両大臣に対する總括的質問に入ります。なお、関連いたしました確安工業合理化及び確安輸出調整臨時措

置法案につきましては御質疑頂いて結構であります。

○江田三郎君 この臨時確安需給安定法案の審議で私も一番問題にしておるのは、生産費が幾らであるか、この点でして、将来この生産費を基準にし、その他若干のものを斟酌して最高の価格をきめる、こういうことになつておるわけですが、若しこれが生産費というものを政府当局あたりで非常に高いものに見込まれておるならば、これはこの法案を作るために却つて現在の確安の市価を吊り上げるということになるわけです。そういうようなむしろ農民を苦しめるような需給安定法には我々は賛成することができない。こういうことで、御承知のように生産費の問題について今までいろいろやつて来たわけですが、そこでも私ども非常に遺憾に思ひますことは、最初生産費に關するところの資料を政府のほうではお出しにならなかつた。そこで国会法に違反するんじゃないかというようになつて問題にしたわけですが、その後秘密會に資料が出されましたが、併しその後政府が通産省のほうで直接出されたものでなしに、通産省を通じて開發銀行が融資のときに付けた資料から推算して出された数字もございまして、その数字をずつと検討して行つてみますといふと、結論として、政府がこの前私たちに通産省のほうで示された生産費といふものは、これは妥協的な資料でない、こういう結論が出て来たわけですが、そしてそれについては通産当局のほうも、これは必らずしも妥協的な資料ではないと思ふという言明があつて、そして又新たに資料を出して来

られましたが、併しこの新たな資料につきましても、私もこの通りなかなかな納得しかなる面があるわけです。それでそれについてこの間からお聞きしているわけですが、そこで具体的に尋ねますと、この前通産大臣は、生産費といふものは生産原価に適正な利潤を加えたものだ、こうお答えになつてゐるわけです。そうして然らば一体適正な利潤といふのは幾らかといふことが問題になつて来、仮にここに今通産省のほうで出されたこの推算の数字、これは秘密會でしたから、この数字には触れませんが、この数字に、現在例へば本年度の肥料会社の配当は平均して二割です。この二割の配当金といふものを推算して「一」かます。一に當りに掛けて行きますといふと、現在の確安の実勢価格よりも高いものが出て来るわけです。そこで適正利潤といふものは認めるんだといふことを通産大臣はおつしやつたんですが、適正利潤といふものはどれほどのものか、又現在やつてゐる確安会社の配当等があるが、適正な利潤であるといふことになれば、この法案が通つたために逆に価格が上がるということになるわけですが、そういう点をどうお考えになつておるのかということをお尋ねしたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 確安の生産原価といふものにつきまして、いろいろ御説明を申し上げました。過去の説明につきましても只今御指摘がございまして、いろいろその当時この資料或いは説明刷り等につきましては、私どもとしても、率直に申上げております通り、なかに的確につかめない点もございしますので、そういう点から申

しましても、只今御審議を頂いております法律案が成立することが望ましいといふふうに考えるわけがございしますが、さて只今の適正利潤のお尋ねであります。私が原価と適正利潤を以て生産費とするのが普通の考え方であると思ひましたのは、一般的に企業が再生産を続け得る程度のものという意を申上げたつもりでございまして。これを具体的に申しますと、その要素として考えられますのは、例へば税金でありますとか、法定積立金でありますとか、或いは配当といふようなことがその具体的な要素として考慮されなければならぬものであると思ひます。

で、これをそれ／＼具体的に、例へば配当等につきましても、それならば幾らを以て適正とするかといふお尋ねでございしますが、これはそのとき／＼の金利の状態なり、税率の問題なり、その他いろいろの経済事情にも左右されるものでございまして、確安については何割何分を以て妥協とするといふことは申上げにくいと思ひます。要するに、これは今申しましたような生産費を構成する要素について、そのとき、そのときの経済事情等を十分勘考して、審議會等におきましても十分御検討頂いてきめられるべきものであるといふふうに私は考えます。

○江田三郎君 この法案の審議をやつておる間に、政府のほうでよく言われるのは、これによつて日本の確安工業も振興して行くんだし、同時に農家経済も安定して行くんだ、まあ二つ、両方共いような説明があるわけです。そこで仮に今確安工業といふものが二割の配当をしてゐる。而もこの二割の配当といふものの中には、そこまで行

く間には当然確安業者のかたが盛いで来た出血輸出も含まれてゐるわけですが、そういうものがあつてなお且つ二割の配当といふものができてゐるわけですが、で、一体その片方であるところの農家経済といふものは二割の配当ができるほどの安定した経営を今やつてゐるのかどうかということですが、そういうゆとりのある日本農業であるかどうかといふことになるわけですが、若しこの法案によつて確安工業も振興するのだし、同時に日本農業の経営も安定するのだといふことになるならば、それならば私もこの二割の配当といふものは理論的に少しおかしいのじゃないか。そういう理窟はともかくとして、端的に今あなたの方のほうでこゝろやつて数字を出された、現に確安工業は二割の配当をしてゐる。二割五分のところもありまして、一割五分のところもありまして、通算すると、今日の日本経済を見て二割といふことになつております。それだけのものから逆算した税金なりその他社内留保なりで行くと、それをプラスすると明らかにこれは高くなるのだから、高くなるものを我々にこれを認めろといふのは、通産委員会ならにかく、農林委員会に、日本の農業をどうしようかといふことを考へてゐる我々に高くなる法案を呑めといふのは、これは少し政府のほうが無理じやないかと思ふのですが、そういう点については、この法案が通過した場合には必ずそういうことにはならないのだ、現在の価格よりも安くなるのだといふ保証は一体どこかにあるわけですか。少くとも今の愛知さんのお答へで行くと、まあそういうことも今

の参酌というものをどういふ割合で参酌するかということが問題になりますが、その度合は別にしても、肥料の国際価格を参酌するということは、別に言葉で言へば、安い外国の硫酸に近寄らせた価格を出そうと、こういうことだろうと思ひますが、その点は通産省のお考えもその通りかどうかといふこと。それから第二に、農産物価格を参酌するということは、これは具体的にどういふことを意味してゐるのか、この点については通産大臣と農林大臣とお二人から答えて頂きたいと思ひます。仮に農産物の価格と肥料の価格との一定年次の比率を

見て行く、そういうようなこととしまして、その一定年度というものをどこに置くかということによつて非常に違つて来るわけです。例えば昭和二十五年、二十六年に置くのか、或いは戦争中なのか、どこに置くのか、そういう点についてはこの際原案を作られた政府のほうではどうお考えになつておるのか、国際価格というものは、これは衆議院修正ですけれども、今私が言つたような解釈をしてゐるのかどうか、この点はどうですか。

○國務大臣(保利茂君) 農産物価格の関連におきまして、私から私どもの考えを申し上げます、肥料価格と農産物価格の均衡をできるだけまあ保つて行く、その均衡の取り方は、例えば米価をきめます、麦価をきめます、そういう際にとつておきまするいろ／＼の基準資料等に合わせまして、それだけに合はせて行くわけじやございせんけれども、その均衡を破らないように、できるだけ均衡を保つて行くような趣意で考へておるわけでありませう。

○國務大臣(愛知揆一君) 私ども只今農林大臣から御説明いたしましたのと全く同じ考へております。それから国際価格等の関係の御質疑がございまして、成るべく国際価格に近付けるという点においてこれを参酌する、こういうふうな考へたらよろしいかと思つております。

○江田三郎君 農林大臣のお答え、ちよつとはつきりしないですがね、現在の米価なり、麦価をきめるとききの基準年度をとつて行くと、こういうことですか。

○國務大臣(保利茂君) 基準年度等も無論参酌して、均衡をどういふふうにとつて行くかということにおいては考へなきやならんと思ひますけれども、それじやどの年度を基準年度にするかというのをきめておるわけじやございせん。米価の決定或いは麦価の決定等との諸資料に基づきまして、それらを重要な資料として肥料価格の決定に均衡を保つて行くようにいたしました。こういう趣旨でございませう。

○江田三郎君 持つて廻らんで簡明直截な答えはできませんので、何か今の話を聞いておると、何が何でもかまうばり要領を得ませんが、これはもうあなたの方で原案を作つたのですから、衆議院修正じやないのですから、はつきりした答えができると思うのですが、もつとはつきり答えられんのですか。何かそういうことを聞いておると、いつが何やらわけがわからんことになつて来て、年次のとりやうによつてどんな答えだつて出るのですから、非常に困りますね、これはどうでしょう。もつとはつきり言つて御覧なさいよ。

○國務大臣(保利茂君) 具体的には肥料審議会にも諮りまして、そしてきめるわけでございますから、今ここでこのうう／＼にいたしますというのを申すことはむしろ軽率であると思ひます。

○江田三郎君 少くとも原案を作つた政府の考へ方はどうかということなんですか。そういうふうに具体的なことは審議会で答えるのだということになると、何も答えられんということになつてしまひますよ。一切これは審議会のほうでやつてもらふので、説明をここでするのは軽率であると思ひますというふうなことになると思ひます。そうでなしに、少くともそういう点はもつとはつきりできるのじやないかと思ひます。

です。改めてもう一遍聞きますが、更に審議会々々々と言われますが、審議会というものはどこまでの権限を持つておるか、米価審議会の例に徴しますならば、審議会はあつてなきがございせん。本審議会も同じような性格を持つものかどうか、どういふことになるのですか、この審議会は……。

○國務大臣(保利茂君) これは法文にも明記しておりますように、米価審議会等につきましては、あつてなきがごとくであるという御批判もございませうけれども、これは米価審議会は米価についておるわけでありませう。肥料審議会におきまして、重要な事項につきましても明記してあります。審議会として十分その機能を果たして頂いておるわけでありませう。肥料審議会におきまして、重要な事項につきましても明記してあります。審議会として十分その機能を果たして頂いておるわけでありませう。肥料審議会におきまして、重要な事項につきましても明記してあります。審議会として十分その機能を果たして頂いておるわけでありませう。

○江田三郎君 今の米価審議会でも十分機能を果たしておるといふなら甚だ結構なことですが、誰もそんなことを本気で聞いておる人はおりはしない。ましてこの際のおつは、審議会は需給調整及び価格の安定に対する重要な事項について、この原案で行きますと関係大臣に建議をすることができ、建議をするというふうな、こういう内容では私は殆んどこの審議会の権威というものはないと思ひます。そういう審議会に、何もかも審議会ができてからきめるべきことだと言つてお逃げになるのは、少しこの法案の言葉に出て来るこの審議会と、あなたが述べたその審議会とは違つて、あなたはそういう

非常に重要なことは審議会で審議をするのだというときには非常にウエイトが大きいように考えられます。我々もそれだけ聞いておると、審議会というものは大変権威を持つておるやうに思われる。併し一方こつやつて法案を見るという建議をすることができるといふ、全くこれは米価審議会よりもつと／＼権限のない、力のないものだといふことになりませうが、一体この建議をすることができるといふのは一体、具体的にどういふやうな下さい。どういふ一体審議会というものは力を持つておるのですか。

○國務大臣(保利茂君) 審議会の建議というのには、この種の審議会におきまして諮問に答申するという場合が通常の形だと思ひます。それに積極的に肥料審議会が建議をするといふことはより一歩強化せられておる。私は従来の審議会のいろ／＼な何から言ひまして、そういうふうな理解をいたしております。

○江田三郎君 私ばかり質問してもいいませんが、今折角、これは従来の審議会よりも強力なものであると言われれば、後あなた方がそういう線で運営されることを見守つておりますが、先ほどの基準年度の問題はしつこいようですけれども、もう一つはつきりとした答えがでないのですか。麦価なり米価なりをきめる基準年度と同じ基準年度で行く、或いは行かないか、或いはいつにする、これは答えがでないのですか。

○國務大臣(保利茂君) 昭和二十五年とか、六年とかの平均をとることも一つの取り方だと思ひます。或いは今日の

のすべての経済指標の基準年次にいたしております昭和九一十一年等を基準にとることも一つの取り方だと思ひます。これらは無論これから十分研究いたし、肥料審議会の御審議を経て決定をいたして参りたい、かやうに考えております。

○江田三郎君 最後に、そういうことしかでなければ答えられなければ仕方ありませんが、通産大臣の先ほどの説明で行きますといふと、少くともこの法案を作る以上は、現在の確安の実勢価格より上廻るといふようなことはあり得ないことだ、当然これは下るべきものだ、こういうお答えでしたが、それについては農林大臣も勿論同じお考えとは思ひますけれども、これは政府としてこの法案が通つた後に、現在の実勢価格より肥料の、確安の価格といふものは下る。これは農林大臣も同感だと思ひますけれども、念のために伺ひます。

○國務大臣(保利茂君) 私は本案を立案する動機におきまして、そういう希望、期待を持つて立案をいたしておるわけでございますから、先ほど通産大臣が答えられた通り期待をいたしております。

○江田三郎君 それからもう一つお聞きしておきたいのですが、この第二条によつて「政令で定めるその他の重要肥料」ということがありますが、これは私どもが現実の肥料の状態を見ますといふと、少くとも加里肥料の状態といふものは現在好ましい状態ではないと思ひますので、農林当局のほうで考えられる適正な価格を非常に上回つた価格で実際に取引をされておるといふ、こういうふうな状態になつておるときには、

て保管して行くことが全然できないことだ、こう断定せられることも又少し如何でございましょうか。御意見は十分承りましたし、そしてこの法を適用すべき情勢が起りますれば、これは又そういうふうになさなければならんと考えておりますので、この際願わくば御趣旨のほどは十分わかつておりますから、衆議院で回付せられたところで一つ御了解をお願いいたしたいと、かように考えます。お願いいたします。

○河野三君 我々は無暗に修正しようなどというふうな、そういうつまらん考えは持つておりませんけれども、今申上げたように現実に即せない問題なのです。それで今全然保管はできなくはないじやないかとおっしゃいますけれども、保管はできますけれども、要するに金の問題です。非常に酸度の強い肥料でありますから、すぐに「かます」が痛む、輸送に耐えないということになつて、徒らなる保管料を払つて、徒らなる乱袋の手直し料を払つて、徒らなる運送費を払つて過燐酸そのものを貯蔵することになると、莫大な政府に負担が出来る。そういう負担をしても、それ以外に方法がないなら別でありますけれども、それらのことにつきましては、非常に簡単に而も経費が安く保管のできる燐鉱石を保管することによつて、その需給調整の目的は十分果せるんだから、これをやることに何で私は躊躇されるか不思議でならない。それは一部の業者関係でそういうことをされると困るという一部のとらわれた意見によつて、こういう法案を農林大臣が考えておられる

はずはない。我々もそういうことは考へておられない。私はこういふことに何で躊躇されるか、重ねて申し上げますけれども、貯蔵できますよ。できますけれども、それは農林省の事務当局に聞いて御覧なさい。これは非常に事務当局は戦争中から戦後にかけて過燐酸の貯蔵については非常なる苦心をして、その間に如何にロスがたぐさん出、如何に無駄な経費がかかるかということを経験しておられる。私よりも農林省のほうがもつとよく知つておる。でありますから、この法案は我々が徒らなる修正をするのじやないんです。これはどうしても最小必要限度その燐鉱石の保管という字句を入れなければ私はいかんと思ふ。これは我々の権限におきまして修正はできるのでありますから、我々の又委員の間でよく相談しようと思ひますが、そこで私は更にもう少し歩進んで通産大臣に伺いたいのではあります。ただこの法律を修正することによつて目的を達することもできますけれども、法律を若し修正しない、私が今言うところの目的を達するためには、通産省の燐鉱石の割当の行政事務ですね、これによつてできるのです。これは通産省は必要な場合にはおやりになる意思はないでしようか。具体的に今後、今まで各過燐酸の工場で燐鉱石の外貨割当をやつておりましたが、そのうち一部を過日米農林物資でやつておられますように、砂糖のように、餌のように、こういうものの農林団体にこの燐鉱石の割当をするという、この行政事務の処理によつてこの目的も達成し得るのであります。そういうことは通産省においては考へ

えを願ふ余地はありませんか。
○國務大臣(愛知揆一君) この点は先ほど貯蔵の問題につきまして農林大臣から御説明がありましたと同様の性質の問題でございまして、それは例へば消費者に対して所要の燐鉱石の輸入に必要な外貨を割当てれば解決する、これも成るほど解決の一つの方法であると思ひます。これはできないことではないと思ひます。併し私は一般的な外貨の割当につきましては、メーカーに対して所要の原料を割当てて、そこでできた製品を消費者に売らせるというのが普通の常道でございまして、只今の場合におきまして、そういう方法のほうが、現在やつておられる輸入の許可と言ひますか、外貨の割当の本則はむしろそのほうにございまして、それによつても私は解決できるのではなからうか、併し御趣旨の点は十分一つ考えまして頂きたいと思ひます。

○河野三君 勿論消費者団体に燐鉱石の外貨を割当てるべきだといふ私は主張をしております。大部分は従来通り加工業者に割当ててその一部を、一面この法律の関連において需給調整の意味も含めて、一部外貨割当を実施団体へやるといふことは私は当然じやないかと思ふ。現に砂糖はそうやつておりますね、その他農産物資、いろいろやつております、いろ／＼餌の問題にしても……。なほ過日米農林物資の事務官のかたが見えて、砂糖の割当にそういうふうな外貨割当を、どこにどういふふうにするかといふことにつきまして、農林省に任せます、我々のほうでは積極的な意見を持ちません、こういうことまで言つて

おられるんです。でありますから、そういうことであるならば、これは燐鉱石は農林資材でありますから、この燐鉱石をどこにどういふふうに割当てるかといふことは、農林省にこれは砂糖と同じようにお任せになつてもいいんだと思ひますが、折角農林大臣がお見えになりましたから、燐鉱石の外貨割当につきまして今までと違つて、この法律との関連において一部実需団体に割当てするといふ御方針は、ここで御言明願へませんでしょうか。先ほど申し上げましたように、検討するということではなくして、この法律との関連において私は今日中に御言明を願わんと、この法律の是非の判断が我々できまさんので、一つ特に急いで御言明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 非常に申しまして、ちよつとはつきりと、そういうことにいたしますと、言明を申上げらるまでには実は研究を積んでおりませんので、先ほど申しましたように、一般的な原則の問題ではございしますが、為替の割当というふうなことにつきましては、メーカーに対し、加工業者に割当てるのが六則である。消費者自体に原材料に対する輸入資金を割当てることは殆んどございませぬのが実情でありますので、先ほど申しましたように、なお篤と研究はさして頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 関連して……。この燐鉱石の問題じやありませんけれども、今砂糖の問題も出て、通産大臣のお答えを聞いておきますと、そういうものについて原則として消費者に割当てるんだ、そういうことを言われましたが、そういうことは何ですか、昨年度の末に緊急措置として砂糖について実需者割当の方式をきめられた。そうしてその後先だつての当委員会におきましても直消費だけなしに、粗糖についても、勿論これも全量というのではないんです。併し価格調整の要素として或る程度の実需者への割当というものを認めるんだということが政府のほうから言われたようですが、そういうことは通産大臣の気持としては根本的に又元へ歸るといふんですか。そうしてこの最近のバランス・シートを見ますと、砂糖会社の平均の配当は三割三分、それも利潤をずつと隠して三割三分以上、平均以上に出るということば体裁が悪いから三割三分、国民の必需品物資が三割三分の配当をして、まだ利潤の隠し場にあるというよりな、こういう状態をもう一遍又やらせうということなんでしょうか、どうですか。……。

○國務大臣(愛知揆一君) 砂糖につきましては、やはり先ほど申し上げておりますように、いわゆる直消費で、直接消費そのものの形でできるものは別でございまして、原料糖、粗糖等につきましては、やはり私は加工業者、精製業者、製糖業者のほうに輸入割当をいたしますのが本則である、こういうふうな考へております。

○江田三郎君 これはこの間そういうことについては、インポーターに何割権限を持たすか、或いはメーカーに何割権限を持たすかという、輸入の根本方針をきめるところは通産省であるけれども、そこから先は農林省でやるんだ、こういうことであつて、そうして農林省の食糧庁長官の答へでは、粗糖

についてもそういうことを考える、実需者割当というものを考へて然るべきだといふ答へがあつたんですけれど、その点は今まで食糧庁長官なり、或いは通商局の松尾君あたりが答へられたこと、今のあなたのお答へとは大分違つて来るのですが、又これは方針が違つたのですか。それで一体そのときに粗糖を製糖者が輸入をして、それを委託加工するのは何か好ましくないのじやないかといふような議論もありましたけれども、我々はそれは思わないのだ、今のように製糖工業が膨大な過剰施設を持つて、そして三割三分以上の過剰施設を持つていながら三割三分の配当をし、而もなお利益を隠している、こういうような独占形態といふものを、少くとも砂糖をあなた方が国民の必需品として考へる以上は何とかしなければならぬのじやないか、そしてこの輸入するところの粗糖の何%かをこれを製糖者に割当て、そして実需者が最も良心的で最も安いところへ加工を委託すると、こういうことが大きな牽制要素になつて国民生活を安定することに役立つのではないかといふ私どもの考へ方については、食糧庁長官も通産省のかたも意見は同じだつたのですが、又違つたのですか、どうですか。

又非常な関心を持つておられるところでありまして、その割当の方式なり、或いは臨時臨機の措置等については、十分農林省、食糧庁と通産省は御相談をいたしまして、適宜な措置をとるべきはこれは当然かと考へるわけでございます。

○江田三郎君 農林省は、先ほど来私が言つてゐる食糧庁長官の言われたことを別にお交へになつたのじやないでしようね。

○國務大臣(保利茂君) この砂糖の関係はまあ私も粗糖のままで使用し得る、使用し得ない、まあ使用することは衛生上、保健上不適当だといふような公衆衛生局の公式の意見に基づきまして、一応は精製加工の過程を経て消費者に供給するといふ措置をすつと考へて来ているわけなんです。だけれども、その保健衛生上支障なしといふことになれば、本當を言へばまあ真つ白い砂糖を我々今日の国民経済の状態においては、私はまあ粗糖のままで消費ができれば、その程度が我々の実際の経済相応のものじやないかと思つてすけれど、併し今日公衆衛生の見地から、粗糖はそういう上から危険である、好ましくない、そこで精製加工の過程を経て供給すべきであるといふ趣意に基いて、一面は製糖工業を振興せしめるという趣意も、この二つがからまつて「振興じやないよ」と呼ぶ者あり今日に來たつておるわけなんです。今日に來たつていふ御批評も出ますけれども、ともかくも全然無の中からは、戦後の無の中から製糖工業を興して來ておるといふのは、又それはそれなりに私は認めなければならぬじやないか、高

く認めていいんじやないかといふことで、併しこの製糖業者が不当に儲ける、それを牽制するために実需者に或る程度割当をして、そして委託加工か何かをしてやるというところは私は承知いたしております。私は粗糖のままで消費し得る状態、条件が整うならば、それは実需者割当をいたしてもいいんじやないかといふ考へは持つております。食糧庁長官の答へがどういふふうな趣意で申上げておられますか、一応私聞き質しました上でこの問題は又お答へいたすようにいたします。

○江田三郎君 これはまあ確安の法案をやつておるのですから、私も横道にそれだ砂糖のことをしつこく言ひたいのですけれど、併しこういうことになると、これは困ると思つたのです。砂糖行政なんかについて食糧庁長官がこゝで答へられても、それはどうも大臣としてはそういうことは聞いていないからといふようなことになる。これはすつともう大臣に出来て来てもらわなければならぬ。食糧庁長官といふものは単なる説明員ではないと思つて、政府委員として出て來てゐるのだと思つてゐるのです。そういう人がこゝで委員會で言明されたことが違つたといふことになつたら、我々は大に聞く以外に、ほかの者に対しては一切聞いても無駄だといふことになる、少くとも大事な問題についてはそうなるので、今食糧庁長官がこの前言われたことは、粗糖を直接消費するといふ今のあなたの言われる問題じやない、勿論この粗糖の輸入といふものの大部分が製糖工業へ行くべきだといふことは、これは原則としては私はそう思う。河野君は何か言いますと、それは違ひ、

餌と同じように、餌代と同じように実需者といふものを先に考へるべきだといふことを言われまふけれども、まあそこまでは、これは政府が變つて、私どもでも政権をとればそういうことをしますけれども、(笑聲)とにかく今のあなたの方資本主義の立場に立つてゐる人にそんなことを言つても無理だと思ふ、少くとも国民の必需品に對してああいう暮から暮にかけてべら棒な値上りが出て、そしてそれをあれよあれよと言ふばかりで、そして製糖工業といふものが先ほど申上げましたように、大変な利益を上げた、今日の日経あたりにその数字が出ていますけれども、あれを見て恐らく砂糖をなめる国民は誰だつて腹の立たないものはあらんと思ふ。そういう状態が今年もやはり同じことになるわけなんです。愛知さんが経審長官としての責任を以てやつておられますけれども、第一に特需収入といふものは予定通り行かない、いずれ本年度の砂糖の輸入量についても今の計画通りには私は行かんと思ふ。去年と同じことを繰返さなければならぬ、もう一遍国民をひどい目に合わせなければならぬ、そういうときに、とにかくもほかの名義があつたにせよ、応急措置として或る程度のもを実需者に割当てたといふことは、私は大きな価格暴騰を牽制した役割を果したと思ふ、そういうことを原則論として、いつから消費者にやれといふことまで私は言わなければ、価格の牽制用としては直消費は当然のことであるけれども、同時に粗糖について或る部分をいふ特別な考慮が払われるべきものだ、そしてまじめなそ

いう役割を果した団体については、引き続きそういう措置が行われるべきものだ、こういうふうに思ふ。それに対して食糧庁長官も、通産省の通商局次長のほうも同意をされたものを、それを大臣が出て來るといふと、まるで逆といふことになる、これは今後の法案審議は、大臣の出ない限り一切解決しないといふことになるが、それはどうですか。一体食糧庁長官とか、何とかいう政府の説明員ではない、政府委員の言ふことは我々はどこまで本気に聞いたらいいのですか。

○國務大臣(保利茂君) 政府委員の、少くも農林省の政府委員の申上げてゐることにつきましては私は責任を持ちます。責任を持ちますから、食糧庁長官になお仔細を伺ひまして聞取りまして、答へを留保して置きます。

○河野謙三君 今の江田さんの問題にちよつと関連したことを……。農林大臣は加工業者に原料は割当てるのが当前であつて、実需者団体には原則として割当てない、こうおつしやいますけれども、現に、今あなたがやつておられることで、大豆は実需者団体に割当てて、実需者団体が製油業者に加工を委託してやつておられますね、これは現在保利農林大臣の下においてそういうことをやつておる、こういうことは、今、前谷さんにいふ／＼この間の答へについての食糧等については、よく聞いてみるとおつしやいますけれども、これはよくお聞きになつて結構だけれども、現に大豆の場合において、農林団体が製油業者に加工を委託しておる。この方針を現に農林大臣はとつておいでになる。私は又それが正しいと

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほどから申しておりますように、私は本則といふか、原則として原材料といふものは、直接の消費者のところへ外貨を割当てるよりは、メーカーなり、製糖業者なりに割当てるのが本則である、こゝろ申上げたのでございませう。なお砂糖につきましては、これは只今御指摘の通り、農林省におかれて権限を持ち、

思う。でありますから、この点は若し今のお考えですと、今までにやつたのは間違ひだ、今後改めるといふことの結論になるのですか、この点も併せてよく打合せ等をして頂きたいと思つてです。それから先ほどの問題に戻りますが、いずれにいたしましても、衆議院からこの法案は修正されました、現在硫酸銨供給調整法でなくして、肥料供給調整法と變つて、第二条には重要肥料といふものを追加して、その中には先ほどからたび／＼申上げておりますように過燐酸といふものを含んでおると、こういうことをはつきりと修正者は言つておられる。でありますから、ここでどうしても、この理窟に二つはない。若しあなたのほうで、燐鉱石について、私が先ほど申上げますような措置がとれないとすれば、逆にこの衆議院から廻つて参りました法律を元の硫酸銨供給調整法に戻すか、さもなければ衆議院の修正通りに重要肥料といふものを追加して、その中に過燐酸を含んでおるといふことになれば、この法律の趣旨を生かす上においては、どうしても事務的に、この法律の中に燐鉱石貯蔵といふものを一条入れるか、さもなければ、一方において通産大臣が行政措置によつて燐鉱石の外貨割当を実需団体にやつて、この法律の狙うところの供給調整、それによつて使命を果されるか、どつちかにするより方法がない。でありますから、今日若し両大臣でこの打合せができなければ、明日までにこの右にするか左にするか、御返事を頂けるでありますしうか。

○國務大臣(保利茂君) この問題は先ほどからも繰返し申上げておられますように、この法案の適用を、過燐酸と過燐酸石灰等を保留してあるという趣意は御説の通りであります。従いまして、この法案を過燐酸に適用する場合において、燐鉱石を保管団体に保管せしめるといふことが、よりその法案適用の目的を達し得るというふうな状態にある場合におきましては、十分考慮をいたす考えであるわけでございまして、これは通産大臣におかれても私は御異存はなからうと存する点でございます。通産大臣からも御意見がございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今農林大臣からお答えいたしました通りでございしますし、更に先ほど来、私は御説明申上げております通りの気持ちでございします。

○河野三三君 そういふお考えであれば、結局言葉の裏を返せば、その燐鉱石の保管についての法律の上に字句の足らん点は、参議院の農林委員会において、その字句を追加して直せといふことを、こういうことをあなたがおつしやつたと、こういうようにとらざるを得ない。それでよくわかりました。それから次に加里肥料の……、違つたらもう一遍言つて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 何か御答弁がありますか。

○國務大臣(保利茂君) 御解釈を押付けられるのは甚ださうございします。

○河野三三君 押付けませんから言つて下さい。どうぞ言つて下さい。

○國務大臣(保利茂君) 先ほど申上げたところで御了解頂けるだろうと存じます。原文はそのまま残しておいて頂きたい。御趣意は先ほど申上げた通りで御了解頂けるだろうと思ひます。

○河野三三君 農林大臣のほうに私が

よつぽど押付けていますよ。私は過燐酸は保管ができないと言つてゐる。あなたではできると言つてゐる。できるかできないか、私が言うようにできないとすれば、今法律を直すか、さもなければ通産省の行政措置によるか、その二途以外にないでしよう。あります。か。そこで保管ができればいいか、私はできないと申上げてゐる。あなたでは農林省で、この仕事について戦前から長年苦勞されたところの、体験されたところの……、これをやることによつて如何に国庫に無駄な負担をかけるかといふことは、これはすぐわかることだ。それを、だから農林大臣なり通産大臣はお調べになつて明日までに腹をきめて来て頂きたい。それをそれさえも聞かないで、保管ができればいい、やれやれなものだといふことで農林大臣は僕に押付けておられる。私は農林大臣に押付けません。そんな失礼なことは考えておりません。農林大臣が私に押付けてゐる。でありますから、これは私はどこまでも、若し今日お返事頂けなければ明日でもいいのです。明日までにお二人で、局長の見解というものも、事務当局の見解もよく聞かれてお返事頂けますか、どうかと、こゝろの言ひです。

○國務大臣(保利茂君) 保管ができないといふことを断言されたが、先ほど河野委員も、幾らか含みある御意見をお話しになりましたが、これはまあ専ら専門家の、こちらは素人、(笑)議論を繰返す気持は毛頭ありませんが、ただ河野委員が只今のよう強い御意見を持つておられるということに基きまして、私も省内において随分研究、検討をいたしました結果、先ほど申上げましたようなお答えをいたしているわけでございます。河野委員の御意見を今日只今伺つてかような答弁をいたしているわけでもございせんので、この点は河野さんも十分御承知のことと思ひますし、御了承願ひれんことをお願いいたします。

○河野三三君 いや、事情は、そこまでおつしやれば私が知つてゐる事情も申上げます。これは衆議院の修正者も、非公式に私に話をしてゐるのであります。その必要は向うも認めてゐるのでありますけれども、衆議院で三派か四派か知らんけれども、その間で妥協案を作る場合に、いろいろ問題になつて、その必要は知つてゐるのであるけれども、一応細い仕事でこういうふうにしたのだ、この修正者が言つてゐるのです。でありますから、我々は二院制度の本義を生かす意味において、参議院でも、衆議院で足らざる点は認めてゐるのですから、我々は直そうと思ふのです。併し成るべくならば直さないで、行政措置によつて、この趣旨を生かすような仕方はあると思ふのです。これは私は素直な、わかつた、おとなしい話はないと思ふ、如何ですか。

○國務大臣(保利茂君) 先ほどお答えいたしましたように、この法案を過燐酸石灰に適用すべき状態に置かれましたときに、只今の河野さんの御意見を十分尊重いたしまして、法案の適用の目的が達成せられるように善処をいたします。

○河野三三君 そうしますと、この間の衆議院の金子君なり、網島君の意見と同じですが、そういうことも予想されなくはない。併しそれはそのときに

なつて法律を直せばいいじゃないか、こういうことを言つたのですが、農林大臣もその必要があつたら、そのときになつて法律を直せばいいじゃないかと、こういうことですか。

○國務大臣(保利茂君) これも輕率に、これはお答えいたしてはいかんとおもいますが、私もそういう素養がございせんから、もう率直に申します。法律の字句を訂正しなくても大体目的は、狙つてゐる目的は同じこととございまして、法律の字句の修正を伴わずともできるのではないかと、そういう点につきましては、もう少し研究いたします。

○河野三三君 私は法律は随分読み返しましたが、今の法律にはどこをつかまえても、法律を直さん限り、原料である燐鉱石の貯蔵といふものはできません。若しできるというふうなことを、今ここで見ておりましたら、経済局長が大臣に説明しておつたのです。が、経済局長、若しそういうことでできるならどこの法で、何条のどこでできるか説明してもらいたい。

○江田三郎君 ちよつと議事進行について……結局今の問題とこの前河野君が問題にされた十一條の点ですね。これはもう一遍政府のほうでよく協議をして答を出してもらわんと、今ここでは何遍やつても押し問答になつて結論が出ないのじゃないか、そういう議事の進行をとられたらどうかと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 速記をちよつと止めて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。

○國務大臣(保利茂君) この問題は先ほどからも繰返し申上げておられますように、この法案の適用を、過燐酸と過燐酸石灰等を保留してあるという趣意は御説の通りであります。従いまして、この法案を過燐酸に適用する場合において、燐鉱石を保管団体に保管せしめるといふことが、よりその法案適用の目的を達し得るというふうな状態にある場合におきましては、十分考慮をいたす考えであるわけでございまして、これは通産大臣におかれても私は御異存はなからうと存する点でございます。通産大臣からも御意見がございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今農林大臣からお答えいたしました通りでございしますし、更に先ほど来、私は御説明申上げております通りの気持ちでございします。

○河野三三君 そういふお考えであれば、結局言葉の裏を返せば、その燐鉱石の保管についての法律の上に字句の足らん点は、参議院の農林委員会において、その字句を追加して直せといふことを、こういうことをあなたがおつしやつたと、こういうようにとらざるを得ない。それでよくわかりました。それから次に加里肥料の……、違つたらもう一遍言つて下さい。

○委員長(片柳眞吉君) 何か御答弁がありますか。

○國務大臣(保利茂君) 御解釈を押付けられるのは甚ださうございします。

○河野三三君 押付けませんから言つて下さい。どうぞ言つて下さい。

○國務大臣(保利茂君) 先ほど申上げたところで御了解頂けるだろうと存じます。原文はそのまま残しておいて頂きたい。御趣意は先ほど申上げた通りで御了解頂けるだろうと思ひます。

○河野三三君 農林大臣のほうに私が

○江田三郎君 先ほどの審議会の建議
ということ、これは通常の審議会の
諮問に対する答申というよりも、も
つと積極的な意味があるのだ、そうい
うお答えでしたし、そういう態度でや
つていられるのだということですが、
どうも私その点については言葉の疑義
がありますので、これは一つ法制局の
ほうを呼んで頂きたいと思うのです。

これは旧憲法ときには、建議とい
うようなことが出ておつたが、新憲法で
は建議という言葉がはつきり出ていな
いのだから、どうもそれがどういふ具
体的内容を持つているかということが
よくわかりませんから……。

○国務大臣(保利茂君) 私の記憶が違
つておる……、違つておらないつも
りですけれども、たしか一昨年軍人恩
給の審議会を内閣に作りました節に、
その建議という文字を入れるというこ
とに非常に意義を持たした記憶がござ
いましたので、先ほどそういうふうな
ことを申上げたのであります。私はそ
ういうふうに了解いたしております。

○江田三郎君 とにかく保利農林大臣
が永久にその椅子におられれば安心で
すけれども、ちよつと変られるような
ことがあつては困りますから、これは
やはり法制局のほうを呼んではつきり
さしておきたいと思ひます。

○委員長(片柳真吉君) それでは本日
は散会いたします。

午後五時二十分散会

五月二十二日本委員会に左の事件を付
託された

- 一、農業委員会法の一部を改正する
法律案(衆)
- 一、農業協同組合法の一部を改正す
る法律案(衆)

る法律案(衆) (予備審査のため
の付託は五月六日)

昭和二十九年七月十二日印刷

昭和二十九年七月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局